



葬事文化の変化にともなう自然葬の研究

安, 佑煥

田中, 悟 [翻訳]

(Citation)

六甲台論集. 国際協力研究編, 15:57-88

(Issue Date)

2014-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81005464>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005464>



葬事文化の変化にともなう自然葬の研究

安 佑 煥

翻訳：田 中 悟

【訳者解題】

本論文は、『浄土学研究』第12輯（韓国浄土学会、2009）に掲載された論文「葬事文化 變化에 따른 自然葬 研究」の全訳である。著者の安佑煥は、韓国・乙支大学校葬礼指導学科の元教授である。

近年、とりわけ1990年代以降の韓国におけるいわゆる「葬事文化」の変容には目を見張るものがあり、「儒教や風水思想に基づく伝統的特徴」を保持している、といったステレオタイプは既に通用し難い状況となっている。本論文は、その導入が韓国でしばしば議論されている「自然葬」をキーワードにして、社会環境や法制度・政策的な背景から韓国における「葬事文化」の変容を読み解いたものであり、現代韓国の「葬事文化」研究における主要論点を広くカバーする貴重な研究成果である。

I. 序論

葬事分野の急激な変化は、単純に私たちの社会の一部の枝葉的な変化を意味するのではない。生自体がそうであるように、死とその後の問題は、私たちの生活において必須の要素であり、また、それに対する意識と生活様式の地殻変動が起きていることを意味するためである。この変化は、小さくは言語の出現と消滅から、大きくは葬事分野でかけ離れているように見える人生の様相と速度変化まで実に多くのことを内包している。このような時代の流れを把握して方向を設定するまでには多くの時間を必要とする。しかし私たちはいまだ、この変化の推移と意識の変化を追いかけることも手にあまるのみならず、混乱まで体験していたりもする。

2008年改正された「葬事等に関する法律」は、「自然葬」という多少なじみが薄い用語を含んでいる。この用語の出处は、まだ学術的に定義されたり議論されたりしたことがない。その上、今後議論することになるだろうが、火葬が盛んに行なわれるいくつかの先進国ですでに実行されている最先端の葬法でもあり、これは私たちの社会に適用されながらどんな形態で変化するかは分からない。しかし自然葬の伝統は、その根源を確かめてみれば、我が国でも「火葬墓」と「散骨」という名前ですでに数百年前から伝えられてきた葬法の一つだ。この古くなった葬法のどんな面が、今日、現代の精神と触れ合って再解釈されて立法化されることになったのか、その底辺に敷かれた基本精神が何なのか、これらは必ず考えられなければならない視点だと考える。この研究が、「自然葬」に対する理解を助けて、自然葬で現代人が受け入れようとする精神とは何であるのかを探る契機になればと思う。このような契機は、まもなく自然葬という名前を持つ一つの制度が、我が国の社会的状況などに直面し、実行されながら変形して、

試行錯誤を体験することになる可能性を最小限に減らすことができる方法になるだろう。

したがって、今回の「葬事等に関する法律」の改正に対し、「自然葬」という多少なじみが薄いこの用語の適切さと意味変化から、伝統と葬法に含まれた意味を調べ、またこの制度の実行にともなって、私たちの社会の葬事文化に及ぼされる様々な様相と変化を追跡することに、本研究の目的がある。併せて、制度の変化、それにより予想される問題点、適切な方案の提示を模索してみたい。

II. 自然葬の定義と理論的根拠

1. 自然葬の定義

自然葬とは、今日新しい潮流として浮上している現代的葬法である。用語の定義とともに、1991年を基点にスイスと日本で、慣習的な葬墓文化に対する代案として一般市民団体によって提示された葬法ということも知られている。しかし自然葬の概念は正確に確定しておらず、国ごとに少しずつ異なって使われている。ヨーロッパでは、樹木や草花、芝生の下にばら撒いたり埋めたりすることを意味し、ほぼ埋葬の概念に近く、私たちがよく知っている樹木葬あるいは草花葬の形態だということが知られている。日本の場合は、かなり以前から散骨葬の伝統があったためか、より幅広い概念となっており、川や山にばら撒く散骨の形態から、樹木と草花の下に埋葬する方式まで、全部が含まれている。

自然葬はまた、遺骨の散骨か埋葬かを問い詰める単純な葬法に関する問題でないことを、その話の生成過程から知ることができる。今日、自然葬において最も強調される二種類の要素は、第一に、自然から生まれ来たからには自然に戻ろうという素朴な死への自然回帰精神であり、第二に、墓制中心の自然破壊を考え直した自然環境保護という側面であり、これら二種類の要素が、最も強調される中心思想である。したがって、墓を使わないということと、何も標識を設置しないという点が、その基本精神の具体的な表現である。

したがってこの葬法の概念において考慮しなければならないのは、まず火葬を基本前提としているという点¹と、散骨であれ、埋葬であれ、自然物に依託しているという点、そしてその精神として環境破壊を最小化しているという点である。この三点が、自然葬という葬法の主な骨子だと言えよう。

2. 自然葬の理論的根拠

自然葬は、2008年、「葬事等に関する法律」の改正にともなって、法的な用語として定義されたが、その以前には「散骨」という用語で慣習的に通用してきた。散骨は、私たちの歴史とともに日常化されてきた固有の葬法であり、特に悪喪〔若くして親よりも先に死ぬこと——訳者注〕の場合、結婚をしなかった未成年者、子供がない者などの死を、疾しさのある死として取り扱い、火葬して散骨する慣習があった。過去の農耕社会——上下階層が明確で、上下間の位階秩序を確立する社会では、孝の思想が根本に据えられ、また部族間の共同体精神が社会の根幹をなしていた。今日、グローバル社会・情報化社会を迎えて社会文化的な変化が急激となる中、葬事文化もやはり例外ではない。

¹ ヨーロッパの諸国家では、すでに100余年前から火葬運動が始まっており、今日では火葬が埋葬と同じように対等な位置にあって、樹木葬もその伝統は70年余り遡る。ドイツの樹木葬の場合は、火葬後、火葬遺骨を生分解容器に入れて埋葬することが原則となっている。(Axel Baudach「樹木葬林——自然に対するもう一つの信念」山林内樹木葬林造成に対するシンポジウム、2005年)

しかし、韓民族の文化は、民族の象徴性と民族の価値観とが凝縮されていて、簡単に変化しないという特性がある。それは、新しい変化が、それに伴って国民の日常生活の価値として慣例化され、制度化されてはじめて、固有の文化として定着することができるためである。社会的関係と価値との相互作用を通じて、制度に変化が及ぼされ、制度はまた価値を強化したり既存の価値と衝突を起こしたりして、社会的関係に影響を及ぼす。

このような社会変化と互いにやりとりする影響関係に置かれる社会的要素を、自然葬を通じて調べてみたい。自然葬という制度の導入は、どのような変化によって私たちの社会に生じた結果であるのか。また、自然葬制度の導入が、私たちの社会にどんな影響を及ぼすのか。これらのことを調べるためにはまず、私たちの社会における様々な価値の変化に注目することになる。葬事文化に関連した社会の価値が変化したことは、文化理論によれば、人々の社会的関係が変化したことを意味する。

それはすなわち、過去において私たちの社会の人間関係の基本であった長い世代にわたる家族中心の垂直的な人間関係が、産業社会に突入するや核家族化され、家族の解体现象が起きて水平の人間関係になったことを意味する。個人化されて原子化・破片化された人間は自由な移動をしつつ、人間関係もまたその時その時の利益によって離合集散をする自由な契約関係に置かれる。

このような人間関係の変化は、新しい価値観を形成し、価値観の変化を起こす。このような人間関係と新しい価値観の形成はすなわち、生の様式が変わったことを意味し、生の様式の変化は、結局のところ新しい制度を必要とする。したがって、自然葬制度という新しい制度を導入することによって、私たちの社会の様々な価値の中のうち、葬事分野においてどんな価値の変化があったのかを探り、また社会的分析を通じて社会的関係の変化を検討して、私たちの社会全体の生の様式の偏向にもどのような変化があったのか、明らかにしてみたい。

文化理論にともなう人間関係と価値形成、そして生の様式変化と新しい制度導入の過程を、自然葬制度の導入過程に適用させることができよう。文化理論によれば、新しい制度の出現は、その社会の内部にあった慣習や規律を新しい人間関係と価値の実現への要求にしたがって新しく適用させる場合もあるし、その社会の外部から与えられる場合もある。新しい制度の適用には、社会的経費が必要とされ、また暴力と抵抗の関係も形成されると考えられる。

Ⅲ. 自然葬の分類と制度

1. 葬法の分類

葬法の類型分類は、その基準によって多様に分類することができる。第一に、文化人類学者や歴史学者は主に単葬（一次葬）と複葬（多次葬）で分類している。単葬はただ一回の葬儀儀式で終わることを意味し、複葬あるいは多次葬と呼ぶ方式は一度の葬儀を経た後、一定の期間を置いて再び葬儀を行なうものであり、二回あるいは三回以上行なうものもある。

埋葬〔現代韓国ではしばしば「土葬」の意で用いられる——訳者注〕は主に単葬で終わるが、火葬の場合は火葬を経た後に埋葬・散骨・鳥葬・水葬など多様な葬法を行なうことができる。我が国の場合、埋葬・火葬・複葬として知らされた洗骨葬が盛んに行なわれたという資料が多くある。洗骨葬は、仮埋葬を経た後、骨だけを收拾して再び埋葬するものをいう。

第二に、乾葬と湿葬で分類したりもする。乾葬は、主として火葬や風葬のように死体を乾燥させて処

理する葬事方法を併せて指す言葉で、ミイラ葬もこれに属する。湿葬は、死体を腐らせるもので、代表的なものとして土葬・水葬がここに該当する。このように、乾葬と湿葬の類型は各地域の気候により形成されたが、湿葬は韓国・中国・米国・ヨーロッパなど、死体が比較的 naturally 処理される温和な気候地域で広く行なわれ、乾葬はインドのような熱帯地域で死体の早い処理が必要である地域や、北部ヨーロッパやチベットのような高冷地で広く行なわれる葬法だ。このような分類法で各種葬法を分けてみれば、次のとおりとなる。

<表III-1> 葬法の乾葬、湿葬にともなう分類²

分類	葬法	施行の例
湿葬	埋葬	儒教・キリスト教・イスラム教地域で広範囲に行なわれる。
	水葬	チベットでは主に罪人を海に水葬し、インド・ヒンズー教圏では火葬後に遺骨を水葬する。

分類	葬法	施行の例
乾燥葬	火葬	仏教圏国家（インド・タイ・スリランカ）
	鳥葬	チベット・インド
	風葬	樹上葬の場合、アメリカのインディアン（Santee, Sioux 族）や中国の一部民族。 草墳の形態は、韓国（1960年代初期まで島嶼地方で行なわれた）・中国の一部民族・日本。 洞窟葬の形態は、主としてアフリカ・東南アジア一帯。
	ミイラ葬	古代エジプト・アフリカ一部国家

次に、このような葬法の分類で今日の自然葬と称される葬法の類型が、鳴海徳直〔日本の火葬炉メーカー・富士建設工業会長——訳者注〕の分類にも見える。鳴海徳直の自然還元型葬法がすなわちそれであり、いくつかの保存葬を除いた大半の葬法が自然還元型である。過去から現代に至るまで、ミイラ葬や室内安置葬その他の遺骨保存葬と、今日のエンバーミング葬・冷凍葬を除いたすべての葬法が、自然葬の概念の中に収まることになる。昔の葬法——それぞれ処した環境により行なってきた多くの葬法を、自然葬と称することができるためである。

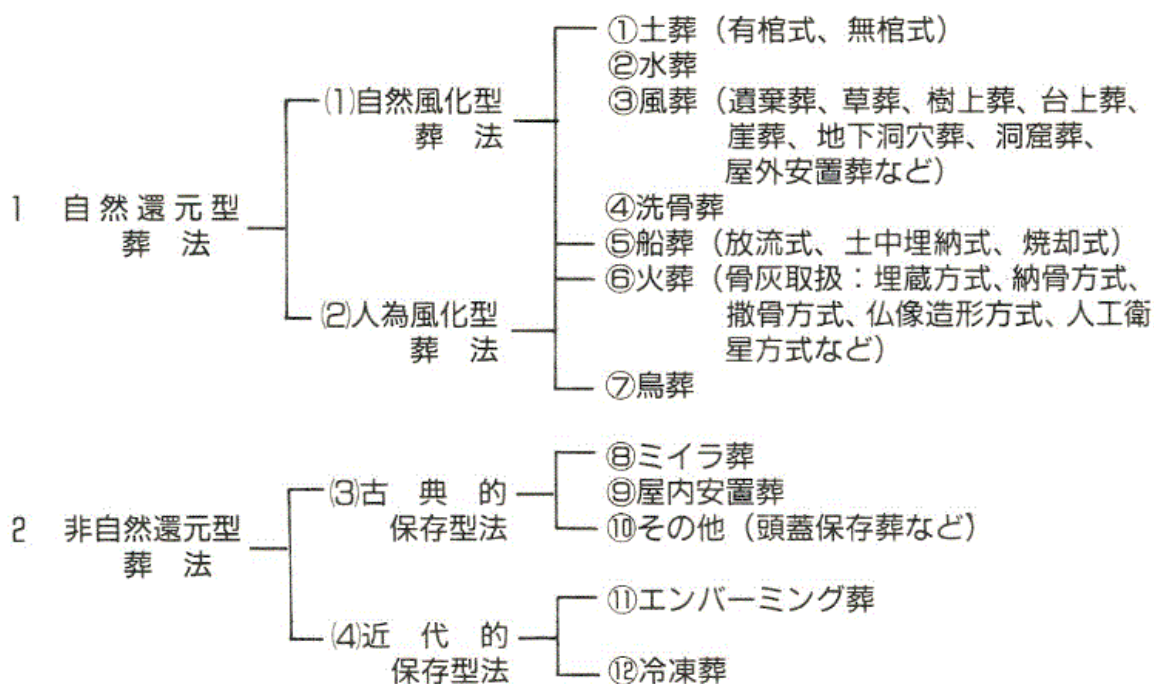
日本の火葬専門家・鳴海徳直は、自然還元型と非自然還元型という分類を示したが、これは自然葬に対する理解に役立つので引用してみよう。鳴海はまず、様々な葬法を自然還元型と非自然還元型で分けているが、自然還元型は死体や遺骨を保存するのではなく、自然界に送り返すことを目的として、自然界にあった本来の物質（炭酸ガス・水・無機質など）に還元させようとするものである。これはまた、自然風化型と人為風化型とに分けられる。自然風化型は、土葬・水葬・風葬のように、人為的に死体の形質を変化させずに自然状態のままにしておくことを意味し、人為風化型とは、火葬・鳥葬のように、

² チソンナム(지성남)「環境的・思想的考察を通じた葬墓制度の改善に関する研究」(朝鮮大学校環境工学科修士論文、1998)参照。

自然界で戻すために人為的に死体を解体変化させるものをいう。

非自然還元型は、保存を目的とする葬法である。多くの葬法のうち、自然還元型葬法が、今日私たちが言うところの自然葬の概念に近いことがわかる。狭く限定するならば、自然風化型である土葬・水葬・風葬・洗骨葬、また船を焼却しないで水に出す一部船葬が、ここに該当する。

<図 III-1> 鳴海徳直による葬法の分類（鳴海徳直『ああ火葬』新潟日報事業社、1995年、39頁）



2. 韓国の自然葬制度

2007年度に改正された「葬事等に関する法律」第2条第9項〔第3項の誤り——訳者注〕では、「自然葬」とは、「火葬した遺骨を樹木・草花・芝生等の周辺または下に埋めて葬ることを言う」と定義された。これは、埋めたり撒いたりするという（自然葬本来の）内容から、埋めることを許諾するのみとして撒くという言葉を省くことで、事実上、私たちが知っている散骨³は除外されうようになっていたことを意味する。

事実として、1990年代初めに世界各地で一般市民団体の活動で始まった自然葬という葬法の始まりを見ても、そのように世界葬法の歴史上の起源を明らかにしようとするれば、今日の自然葬や樹木葬は散骨の一種だと見ても差し支えないだろう。ところで、今回新設された自然葬に対する法律的定義では、散骨が除外されることによって、自然埋葬地以外の山や川・海に遺骨を撒く散骨は、法の枠からはみ出すことになった。

行政的な側面で散骨が問題になりうるのは、遺骨をどこにでも撒くことによって環境汚染の原因とな

³ 散骨は、火葬した遺骨を山や川など自然にばら撒く葬法で、散骨という用語は現行法上法的に規定された用語ではなく、その端緒は施行令第7条第2項の公設火葬場と公設納骨施設の附帯施設として「遺骨をばらまくことができる施設」（散骨施設）を設置するようになっている条項で間接的に表現している。一方、ソウル特別市「葬事などに関する条例」第2条（定義）4.では、「散骨というのは、火葬した遺骨を川または山などに撒いて、永久に葬ることをいう」と定義されている。

る恐れがあるという点と、特定の場所が決まらないことによって請願沙汰となる余地があるという点であろう。恐らくは、これらを事前に阻止するための措置ではないか考えられるが、すでに実行されているソウル市立昇華院の「幽宅の丘」や、釜山市・仁川市などの自治体で行なわれている散骨、また各民間葬墓業者で行なっている海洋葬や個人的に行なわれている散骨が、いかなる規定もなしに放置される余地があるという点で惜しい部分である。

散骨を行なう理由⁴には様々なものがあるだろうが、悪喪〔若くして親よりも先に死ぬこと——訳者注〕をなしたという伝統的観念よりは、現代になって、自然との合一／自然への帰依といった情緒的側面が、散骨の魅力として浮上している視点から、自然葬がこのような散骨葬の要求条件をどれくらい充足させられるかによっては、既存の散骨需要を代替し、吸収する余地は多い。しかし、自然葬の施設がどれくらいそれに応じられるかについては疑問の余地が残る。その上、改正案の法律案のとおりとなれば、自然葬地以外の場所で行なう埋葬や散骨は不法という状況にもなり得る⁵。

そして、自然埋葬地とはどのようなものであるかが非常に曖昧だということが指摘できる。自然葬という葬法は外国と韓国で散骨の形態で多様に応用されて施行されてきている。だが、法律で制定して実行するには、その社会の多方面で広範囲に行なわれ、施設や条件がある程度整わなければならない。しかし散骨、樹木葬、草花葬、自然葬など用語の問題も非常に紛らわしいうえに、施設の問題まで議論が及べば、どんなものになるのか非常に漠然とする。このような現象は、私たちの社会条件に比べて制度が過度に先んじるという批判を伴う。

先に、自然葬の意味において、自然へと最も自然に戻るように、自然環境を考慮した最も親環境的な葬法としてのものであると述べた。それ故に、名称もまた自然葬と決まったのであろう。この精神に立とうとすれば、何の標識もなしに散骨することが恐らく、その精神に最も近いということになるだろう。ところが、今回の自然葬はまた、他の施設を必要としており、事実上たいへん制限的な概念の自然葬地だけを認めている。これに対する疑問と憂慮から始まった批判から、既存の石の堆積として印象づけられた奉安〔現代韓国では「納骨」の意で用いられる——訳者注〕の施設が単に自然物に変わったただけだという意味合いが、そこに植え付けられることになる。

IV. 社会変化様相と制度変化

1. 社会的変化

喪葬儀礼の変化はすなわち、現代社会が近代化と産業化によって社会的変化を生起させたことに由来する。近代化に伴う変化として、特に都市人口増加と家族解体による核家族化、人口の高齢化、そして人的・物的に自由な交流などを挙げることができるが、このような変化が喪葬文化に残した代表的な

⁴ イピルド (이필도) の「ソウル市民散骨意識に関する調査研究」では、昇華院利用者が散骨施設を利用する理由として、無応答が 59.9%、「経済的な理由」が 15.8%、「故人が願うから」は 11.7%、「子孫がないから」は 5.8%、その他が 6.8%となった (韓国葬墓文化改革汎国民協議会 2004)。一方、山林庁のアンケート調査によれば、散骨葬を好む理由として「国土を傷つけない自然親和的な利点のため」とした比率が 29.7%、「木の成長を通じて故人を感じる」というのが 24.5%、「記念物や自然物などで追慕対象が明らかだ」が 9.1%、「永眠できるから」は 3.77%であった。

⁵ 第7条 (埋葬および火葬の場所) ①誰であっても、第13条または第14条による墓地以外の区域に、埋葬をしてはならない。②誰であっても、火葬施設以外の施設または場所で、火葬をしてはならない。ただし、大統領令に決める場合として、保健衛生上の危害がない場合には、その限りではない。

現象は、核家族化による墓の継承が不可能となり、また都市人口増加によって、墓と都市環境に対しての関心が増加しているという事実であろう。先に自然葬法の本質について見たように、最終的には個人の痕跡と標識を残さないこと、自然環境を考へるといふ側面から、墓をはじめとする標識等が減っている傾向を挙げられるだろう。

韓国の場合、喪葬礼全般に途方もない変化が起きているが、特に時間・空間的に大きな変化が起きた。その変化の核として、短縮・効率と便利さが底辺にあることを確認できるが、このような現象は産業社会の特徴的要素だといえる。韓国喪葬儀礼の形式は、時間的には3年葬が基本だったのが3日葬に変わり、葬儀時間が短縮された。そして空間もまた、家から病院や葬儀場へと空間の変化が生じた。その他にも、服飾から泣くことの形式変化、弔問客の態度などのような行動にも、変化が生じた。

葬法においても、前に言及したように、朝鮮王朝期から続いた埋葬（土葬）から、1990年代を基点に火葬へ、そして自然葬へと、短い期間に急速に変わる時期にある。我が国の場合、生態環境の問題が1980年代以後から活発に議論されているが、環境問題が文明批判のように広範囲で体系的な問題として議論されるよりも、より小さな日常生活周辺環境改善、あるいは実践の問題としてアプローチされる傾向を見せている。このような現象は、巨大な議論である環境と生態の問題が、より小さい生活改善運動程度のものであるとして、その意味と限界とが大幅に縮小されるという副作用も産んでいる。

この章において環境と生態問題を扱ったのは、自然葬が環境と生態問題に敏感な現代人の指向から出発したためだ。このことはすなわち、国家的あるいは制度的次元から先に出てきたものではなく、市民と民間団体において先に始まった生態環境覚醒運動から出発したという意味を持つ。少なくともヨーロッパや日本の場合はそうである。

2. 環境的变化

我が国の場合は、この葬法に対して先に社会的合意を経たというよりも、政策的な側面で、葬事施設の限界と利己的な地域主義によるNIMBY現象のような行政的な困難から、代案としてこの葬法が出てきた形である。したがって、私たちの社会が直面した葬事施設の限界と行政的な限界状況とにおいて変形受容され、制度整備が先行した状況である。新しく導入される自然葬制度が今後どんな方法で展開され、制度として受容されるのかの可否は、その間、生態環境問題を私たちの社会がどの程度まで認識をして暗黙的同意を与えるかに、大きく影響される可能性が高い。生態問題で最も重要な部分は、これまでの人間中心の大自然観・世界観を巻き戻すことである。これは、自然環境を担保として豊かさや便利さを享受してきた多くの部分を諦めなければならないということでもある。このことに対する姿勢と態度全般の変化を要求することで、これは哲学と倫理の問題にまで発展する。

韓国の場合、生態系の問題を地球「生命」という議論を中心に見通すが、その実践は主に人々の生活改善の意味において大幅に縮小されることがあるので、これまたあくまでも人を心安らかにしようという狭義の態度で変質される可能性を内包している。墓地に関する限り、韓国の状況では環境的災難という側面が強い。

韓国で自然葬という制度の新設にまで到達することになった過程を見ても、社会的要求や合意による、新しい葬法の試み、多様な死とその後の問題といった点に関する十分な社会的摸索といったものは程遠い。このような過程を経る時間が与えられなかったというのが、最も大きい問題であろう。墓地難、過度な石物の奉安方式、火葬施設に対するNIMBY現象まで、すべての条件が、私たちの環境が受容

できる限界状況に至っているためである。

すなわち、環境に押されてそのようにしなければならない状況まで達したというように、切迫する事情から出たものといった印象が濃いのである。だが、急がば回れと言われるように、ここでもう一度、議論を遡ってその根本精神から、私たちの社会が受け入れることができる側面まで、あらゆることを顧みずに政策が施行されてしまえば、それはまた別のところで高い費用を払うことになる公害物の量産過程となるだろう。

また、地域社会が自分たちの死に対して、嫌悪施設という認識を捨てて責任を負う準備ができているのか。市民一人一人としては、墓というものを持たずに、この世に残されるいかなる標識も望まず、自身の死が最も自然な形態に戻るにあたって実践する意志があるのか。自然の循環に応じることで死を受け入れる準備ができているのか。生態学の倫理はまさに、そのようなことを、私たちに問いかけている。

V. 自然葬実証調査および分析結果

1. 実証調査概要

この章では、前に扱った葬事分野の現実が、実際に新しい制度の導入、あるいは変化を必要としている中で、その新しい制度がどんな側面において必要とされ、機能しなければならないのか、について検討したい。この章では、筆者が直接実施したアンケート調査の結果を活用する。本調査は、次のように行なった。

調査対象は、首都圏に居住している満20才以上の成人男女で、総計554人である。標本誤差は95%、信頼区間は±4.4%で、調査期間は2006年10月12日から12月22日までの10日間である。調査方法としては、あらかじめ作成しておいた構造化された質問用紙を配布し、難しい単語や概念の差に対する簡単な説明をした後、自己記入方式でアンケート調査を実施した。回答者はまだ自然葬について直接体験したことがなく、これに対する説明が必要であった。調査内容は、回答者の基本的属性として性別・年齢・宗教・学歴・職業などに対することに加え、主に自身が好む葬法と既存の葬法に対する認識、改善点に対する事項、次いで自然葬に対する要求事項に対するものであった。

2. 実証調査分析結果

1) 既存葬法方法に対する認識において

政府の火葬奨励政策により、国民は埋葬より火葬を好むことが明らかになった。火葬後の葬法として、今現在としては納骨が最も好まれることが明らかになったが、納骨に対する好感度は中間程度に終わっており、納骨に対して様々な問題点が指摘されていて、今後納骨の長期的普及には限界があることが明らかとなった。

火葬に対する潜在的な需要(85.6%)は今後も高まるが、既存の納骨施設に対する問題点については75%の回答者が改善するべきだと答えていて、これに対する代案がなければ火葬に対する認識も悪くなるだけでなく、火葬後も散骨をせざるを得ないだろう。

散骨と関連しては、散骨場所がないこと(50.0%)を最も問題な点だと指摘しており、散骨場所として山を最も選好する(41.86%)ということが明らかになった。自然葬の導入を通じて国民に葬法方法の選

択機会を付与するならば、高い呼応度が予想され、特に首都圏では散骨場所で山が選好されているため、首都圏地域で先に導入すれば、成功可能性が高いことが見て取れる。

また、自然葬が他の葬法よりよいと考える理由として、国土の効率的な活用（51.4%）、嫌悪的な固定観念から抜け出すことができる（22.2%）という面が挙げられた。この二種類の問題は、私たちがこの間、墓地に対して抱いてきたイメージである。墓地といえば国土を浪費し、環境を汚染する対象であるという認識がなされてきたことを、こうした結果は意味する。

自然葬が奉安（納骨）の需要を代替するだけでなく、散骨の需要もまたある程度吸収することがあるため、実際問題として定着するというだけのことであれば、今現在の葬事施設難を体験している韓国の実情において、よい代案になると考えられる。しかし、自然葬の施設が考えていたより質が悪かったり、高費用という問題を解消できなかつたりすれば、考えていたよりもはるかに早く、また他の代案を探し出さなければならないだろう。

2) 樹木葬をはじめとする自然葬認知度および選好度と関連して

まだ多くの人が樹木葬あるいは自然葬に対して理解がないということ（58.5%）が明らかとなったし、認知経路としてはマスメディア（54.9%）を通じて、主に認知されていることが分かった。樹木葬に対してはよいイメージを（7点標準で4.88）抱いていることも把握できた。特に親環境的・象徴的側面で高い好感を覚えるいっぽう、伝統的な葬墓文化による異質感も感じていることが明らかになった。

利用意思においては、比較的好い反応（4.46）が見えたが、好感度（4.88）と比べれば、相対的には低いことが明らかになったし、それは伝統文化の異質感に起因していることが分かった。したがって樹木葬の長所を浮き彫りにして、伝統文化を継承していることをイメージ化し、マスメディアを通じた積極的な広報が成り立つならば、樹木葬拡散に寄与することが把握できた。また、好感度が利用意思に続くことができるようなインセンティブと制度的支援が必要なことも明らかになった。

3) 自然葬造成時重要要素および価値と関連して

韓国人が自然葬で期待するのは、まず頻繁に訪れることができる空間（アクセシビリティ 29%、距離 17.4%）である。墓地への旅行、すなわち追慕の場所として近くあることを望むということである。その一方で、快適な空間で森が美しいこと（28.7%）を望んでいる。これは死の空間がより快適な姿で、私たちの周辺、人生の空間の中に再び編入されることを希望するという点を明確にしている。私たちが火葬場・共同墓地という言葉の中で思い出される嫌悪施設としての認識を少しだけ異にすれば、私たちがいつか行かなければならない場所であり、また他人の死を通じて自身の人生に意味を投げかける場所として、周囲にあることが望まれている。したがって、森の美しさが重要と考えられているので、特に樹木葬林の場合は、墓地という感覚でなく、自然山林だという雰囲気になるよう、景観の造成・管理が必要なことが考えられる。

4) 樹木葬の管理・運営事項と関連して

そして、一つ考慮すべきなのが、便宜施設があること（24.5%）を望むということである。つまり、ヨーロッパ（ドイツやスイス）の場合、便宜施設をはじめとする一切の標識がない方向で自然葬を運営しているが、私たちの場合は少し違うという事実が指摘される。

樹木葬林運営主体としては国家および公共機関（73.6%）で最も好まれたし、政府で先に試験運営することを望むという回答も45.2%あり、民間業者の乱立で自然葬導入の趣旨に反する事態が生じないか、憂慮している点が目についた。

樹木葬林造成地域としては、森が美しく、アクセシビリティに優れた都市近郊が好まれ、景観美（28.7%）とアクセシビリティ（29.3%）を全て望むという調査結果が出た。特に、樹木葬用の樹木種では松（63.4%）が好まれたし、利用年限は50年内外（78.4%）を適当な期間と見ている。

したがって、樹木葬林の初期普及形態としては、公共機関が運営し、首都圏近隣に位置しながら、優秀な景観を持つ自然風致林が適していると判断される。追慕樹には松その他の常緑樹が高い選好度を見せたが、山火事および病虫害を考慮すれば、混交林に樹木葬林を作ることが適当であると判断される。制度定着後、専門企業による運営を考慮するようにし、追慕樹の長期的需給のために主要樹種であるクヌギに対する効用的・審美的価値を広報する努力が必要だということも明らかになった。また、樹木葬林の初期利用条件は、50年の利用年限を設定し、利用価格は200万ウォン以下で、科学的で体系的な管理によって追慕樹の安全性を保証されるという条件が適切であるということが把握できた。

以上の質問結果を基にすれば、市民が望む自然葬の最終的な姿としては、都市近郊の景観がよい位置において、休息と追慕の機能を一緒に持った空間を要求されるということが明らかになる。これは、自然葬施設を用意する時、最優先に考慮しなければならない点である。また、そこにはある程度の便宜施設まであることが望まれる。これは、死んで行かなければならない場所、あるいは単純な追慕の森としての空間ではなく、生きている人が日常において享有できる複合的で文化的な空間として活用されることを望むということである。

自然葬が早期に定着して管理運営される時、国家をはじめとする公共機関の役割に多くの期待をしていることも確認することもできた。また、経済的論理で自然葬の精神が毀損されることを望まないとも見てもよいだろう。さらに、適当な規模で安定した維持と管理も希望されていた。これは、長期的で安定したサービスを望むという意味である。

VI. 自然葬の展望と発展方策

1. 自然葬の展望

近代以後を基点に、現代社会は多くの面で社会の変化を体感している。また、死に対する態度も急激に変わったということも知られている。このような変化に対して、ウォルターは、伝統的死、近代的死、後期近代（現代）的死とに分けることで、次のように死の概念を区分した。

このような変化は、韓国でも馴染みが薄いわけではない傾向だ。特に我が国の場合は、その変化の姿が明確だ。短期間に圧縮的な高度成長をしてきたため、社会の変化もやはり短期間に集約的に起きた。主に韓国の民俗的な側面で体感できる死の変化の速度に対して、キムヨルギュは次の通り診断を下す。

同じ時期である当代で、また、同じ空間である韓国の中の死でも、第一に、文化的・民族的な同質性を発見することさえ難しい。第二に、いくら長く捉えても、2～3世代以前の死と一貫した関連性を探することも大変である。第三に、脳死・自然死・安楽死など、新しい概念の死の導入が挙げられる⁶。

⁶ キムヨルギュ（김영규）「現代状況の死およびその伝統との連係」『韓国人の死と人生』（哲学と現実社、2001年）p.27。

<表VI-1> 死の三種類の類型⁷

	伝統的	近代的	後期近代的
権威	伝統	専門的技術	個人的選択
権威類型	神父	意志	自我
支配的議論	神学	医学	心理学
死に対する対抗	祈祷	沈黙	感情表現
旅行者	霊魂	肉体	人間性
肉体的脈絡	死とともにする生	統制された死	臨終とともにする生
社会的脈絡	地域社会	病院	家族

韓国の場合は全てのことが同時多発的に発生していて、多様なものが混在している様相を見られるが、それは程度の差に過ぎない。このような死をめぐる社会変化の様相は、近代化の波に乗った世界どこの国でも感じ取ることのできる、共通した現象だ。

特に喪葬礼の部分は、社会変化を非常に遅く反映し、またその変化の速度も非常に遅いとされた。さらに葬法の場合もまた同様である。喪葬礼と、特に葬法の問題は、社会風習と慣習として定着することも難しいというだけでなく、すでに定着したものを変えることも非常に難しい。しかし、高麗時代や朝鮮時代に、このような喪葬礼と葬法を国家が具現する理念によって統制してきたことが、よく知られている。国家の統制と管理があっても、それが定着するまで相当な時間がかかるということも、すでに見た。

ところで、こここのところ、世紀末に始まった20年間余りの葬法における変化には、いくつかの特徴がある。第一に、変化の速度が速いということであり、第二に、一国家に特徴づけられるのではなく、いくつかの国家で同時多発的に変化が起こったという点、そして最後に、環境、さらに言えば生命体すべての関係が網のように編集されているという点で、生態の問題が主要な論点に浮び上がったことが、看取される。このような喪葬礼の世界的な変化様相に対して、核心的な事項を探ってみたい。ここでは、それに伴って今後の展望と対処方案について、考えてみたい。

2. 自然葬の発展方向

韓国型自然葬を模索する時、第一に、施設の問題としてアプローチするよりも、総合的で複合的な葬事文化施設の形態として認識する必要がある。前にも見たように、自然葬はその間の千編一律的に流れる葬儀慣行に対する抵抗感、現代人の生の様式変化、現代文明に対する批判まで、多様な問題を併せ持っているという事実を確認した。したがって、自然葬を通じて、過去、墓も封墳もなく、素朴でありのままの死を迎えた大部分の名もなき人々の謙虚な姿勢をも呼び覚まし、また、世代間の隔離現象、追慕の問題も考えることができるように、葬儀と死の問題を文化的総体で認識できるような視角の転換がなされなければならない。葬事施設を嫌悪施設として認識しているこの時点で、国家と個人がまず最初に努力しなければならない部分がまさにこの点だと考える。必ずなければならない施設であり、な

⁷ Walter, T. キムサンウ (김상우) 『死の社会学』(釜山大学校出版部、2005) より再引用 [原典は、Walter, Tony, *The Revival of Death*, Routledge, 1994 である——訳者注]。

くさなければならない対象ではなく、作り育てて保存し、後世に残す良い遺産になるようにしていかなければならないだろう。

第二に、(葬事施設が)公共福祉施設として都市施設の一部であるという認識を与える必要がある。何よりも、都市の中に葬事施設を引き込むことができるような果敢な措置がなければならないという点が指摘できる。私たちの場合、すでに墓地はすべて都市境界の外にあり、都心部に墓がある外国の場合とはこの点で最も大きな差異を見せている。ソウル市の場合、一般人を対象にした墓地施設としては忘憂里墓地〔ソウル特別市中浪区にある公営共同墓地——訳者注〕があるだけである。

しかし、忘憂里墓地も、すべての整備が終われば、市民の休息空間として公園化されるという。ここがなくなれば、事実上、ソウル市には国立墓地を除いては公設墓地がなくなるのだが、既存の施設も葬事施設として活用をできなくなってしまったことは残念である。ソウルの真ん中であって、休息と死に対する記念の空間でありながら快適な印象を植え付けるという模範事例が、いま私たちの社会には必要である。しかし、そのような機会自体がないというのが、残念ながら現実である。

葬事文化の社会文化的変化の要因の中でまず目につくのは、人口構成比率を見る時、私たちの社会が急激な高齢化によってより死の問題に関心を持つようになってきているということであり、火葬や自然葬という葬法の変化をもって、より快適に都市境界内に編入される適切な機会を迎えているという点を記憶しておく必要がある。しかも、この自然葬の場合、親環境的葬法として葬事施設に関してあるよいイメージを形成させることができるだけでなく、想像以上に発展した形態を引き出すことができる機会でもある。外部からどんなものを持ってきても、葬事施設は嫌悪施設でしかないという烙印から抜け出すことができなければ、また再び、火葬した遺骨は都市の中に編入させることができず、どんな形態であれ、山や野原に撒かなければならなくなるだろう。

死も、人生の領域、すなわち都市に編入させる必要がある。一つの都市の中には、人間の全てのもが含まれる必要がある。都市という人生の空間の中には、生老病死に伴うすべての施設が、基本的な要件として充足されなければならないだろう。これは、死に対する私たちの認識にも大きな影響を及ぼすことであり、それは、いま現在の墓をはじめとする葬事施設の姿は生きている私たちがまもなく行かなければならない所であるという認識がされなければならない。また、葬事施設は福祉施設であるという認識も、形成されなければならない。

したがって、追慕の機能と環境の快適性とを同時に充足しようとすれば、都市の中で都心の肺の役割をするような、公園型の自然葬地を造成する必要がある。これはまた、家族みなが負担なく訪問し、他人の死を通じて自身の人生を振り返るという追慕の純粋な機能を生かし、子どもたちにも子孫へ生の循環と連帯性を確認させる教育の場となり得なければならない。そこで、単純な公園型自然葬地ではなく、展示会・生態学習場・歴史教育の場としても活用されることができる複合空間としての機能を有した施設が考えられる。そして、各地域の境界別に等しく分散配置する見識も必要である。

第三に、葬事施設に対する地方自治体の自律性が、より一層最大化されなければならない。我が国の葬事施設の問題は、似ているようでも事実としては地域間に差があって、都市の場合、空間活用・環境衛生・土地費用上昇の問題から奉安(納骨)が好まれており、地方の場合は遠方に住む子孫に任せることができないために、墓地管理の問題が恐らく最も大きいだろう。したがって、自然葬の施設も、こうした事情に合わせて多様な試みをしてみなければならないだろう。都市では公園型を普及させ、郊外周辺地域では山林型を普及させていく必要がある。

しかし、山林型の場合には、山林経営を正しく行ない、山全体が陰気でなく、よく管理されているべきであり、墓地概念を事前に遮断させるための形質変形や附帯施設が多くなるといった現象は、自制されなければならない。これに対して、恐らく都市住民は不便さを感じるだろうことであっても、山林の快適性を好む人々は十分にその不便を甘受すると考えられる。

既存の門中墓や家族墓を山林型樹木葬に変える場合、山林育成技術の有無をはじめとする問題から、記念物（祠堂・碑石など）の設置の許容に至るまで、制度適用に融通性を持たなければならないだろう。それは、法律での施行によってであるよりは、各地方自治体に任せ、条例や規則程度のレベルで自律的に調整していくようにしなければならないだろう。

このような多様な形態の施行には、地方自治体の役割がより大きくならなければならないだろう。制度の流れ上、地方自治体の役割が大きくなる傾向にあるが、「葬事等に関する法律」という一つの制度にまだたいへん多くを依存しており、国家全体の制度施行に関心が集まっています、地方自治体だけでは力不足だという経済的問題に、NIMBY現象までがそこに加わっているという状況だ。中央と地域との間の問題では出発点が違うように、解決案も違うべきであり、より自由に様々な試みを行なえるよう、地方自治体には行政的な後押しがなければならないだろう。

第四に、葬事文化の社会福祉の側面が浮上して、社会的に様々な葛藤の状況も大きくなるであろうから、これに対し備えなければならないだろう。これは、現代社会の個人化により地域共同体的な相互扶助の安全装置などや慣習が瓦解し、その役割をもう国家的次元で成り立たせなければならない時点を迎えていることに起因する。葬礼分野が個人化されることによって、自身の死に際して子孫に期待できない階層が生まれ、これに対して国家の役割が増加しているのである。過去の伝統的共同体社会の相互扶助装置が消滅し、家族単位に任せていた様々な生活安定装置が国家の領域へ流れ込んできているのが実情だ。したがって、社会保障制度がこれを後押ししなければならず、国家は個人の死後にも気を遣わなければならないだろう。自身の死に対してそこまで備えることのできない人々に対する社会的安全措置が必要であり、より低廉な価格で葬事施設を提供することができなければならない。

またこれは、葬事分野の過消費化ともかみ合っている。私たちの社会がより死の問題に関心を持つことによって、この分野に対する経済的規模が大きくなると予想される。行き過ぎた民間委譲で過消費と豪華化を招くとすれば、社会問題になるだろう。したがって、これに対する適切な介入も必要である。

また、死の問題においても、各個人がまた自然な老衰による死亡を望むという死の自己決定権（身体的死）に対する関心が集まったように、自身の葬儀、すなわち、死以後に対する備えに対して関心を持つことになるだろう。すなわち、これ以上、子孫に自身の葬儀を転嫁することもできず、自身の死後についてどこでどんなことになるのかということ（死選択権、葬儀に関する事前準備制度）に対する関心が高まるだろう。したがって、多様で創意的な需要が起きることで、紛争の素地も大きい。これに対する予測と対処も、なければならないだろう。

第五に、消費者保護のための様々な努力が必要である。施設管理の側面においては、山林あるいは公園造成と山林経営に関する技術者育成と資格に対する議論があり、また葬事施設の安定的維持のための施設管理基金を作る必要がある。特に、我が国の人々は1人1墓制の伝統と墓地の私有化に対する観念が深い。したがって、委託と管理が安定的で持続的であればこそ、この観念から自由になり得るだろう。

第六に、制度圏外ですでに行なわれている葬法に関する議論である。自然葬は、前に考察したように、時空間を行き来してたいへん広範囲な意味に解釈される葬法だ。したがって、大規模山林に造成される

樹木葬・公園型草花葬・散骨まで、すべてがこの領域に含まれる。我が国の情緒上、まだ散骨に近い自然葬の精神を完全に受け入れるには社会的雰囲気造成されていないというのが実情である。

したがって、いま現在の葬事施設問題を解決するには、その需要層がとても薄い。しかし、自然葬が広範囲に行なわれる時ともなれば、生前に個人が留まることを好んだ場所で成り立つ個人的散骨行為が頻繁になる可能性が台頭する。また、すでに施行されている民間業者単位の散骨を利用する人々のための安全規則や、一定の施設規模に対する管理が必要である。いま現在の法規の通りであれば、遺骨を土に埋めることができる場所と規定された「自然葬地」にもう少し多様な見解が接木されなければならないだろう。土を媒介としない海洋葬のような場合も、各地域の情緒に合うようにして実施できるようにしなければならないだろう。

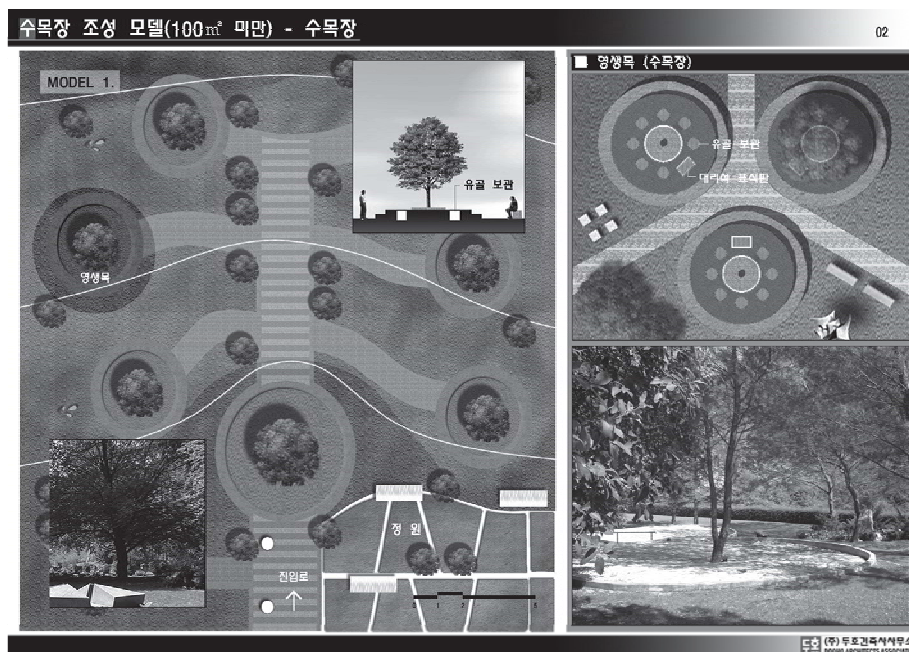
最後に、管理と運営の側面において、我が国民の情緒上、いまだに葬墓施設としての認識がより強いだろう。したがって同じ自然葬施設内でも区画して、多様な施設とともに使用することにし、施設利用の多様性を促す必要がある。樹木葬林のような施設においても、葬墓施設としての認識がさらに強くなることもあり得る。すなわち、私たちの社会の死に関連した情緒の上で、快適さと山林造成に優先順位を置くよりも、追慕への関心をさらに強くする可能性が多い。故人に対する記念物があることを望んで、合同焼香場所を備えることも願うだろう。

3. 韓国型自然葬モデル

以上の問題点を基にして、次のような基本的な事案を基に韓国型自然葬モデルを構想した。モデル類型はまず、面積と規模別に個人用、門中・宗中型、総合的な公園型で分けた。次に、一つの空間の中でも芝生型・草花葬・樹木型など多様な自然葬法を区画して導入するようにした。第三に、韓国人の情緒を基に、追悼施設も入口に簡単に設置するようになっている。

この資料は、トゥホ建築に依頼して樹木葬の基本構想を設計し、次の通り提示するものである。

<図VI-1> 100㎡未満の個人型自然葬モデル



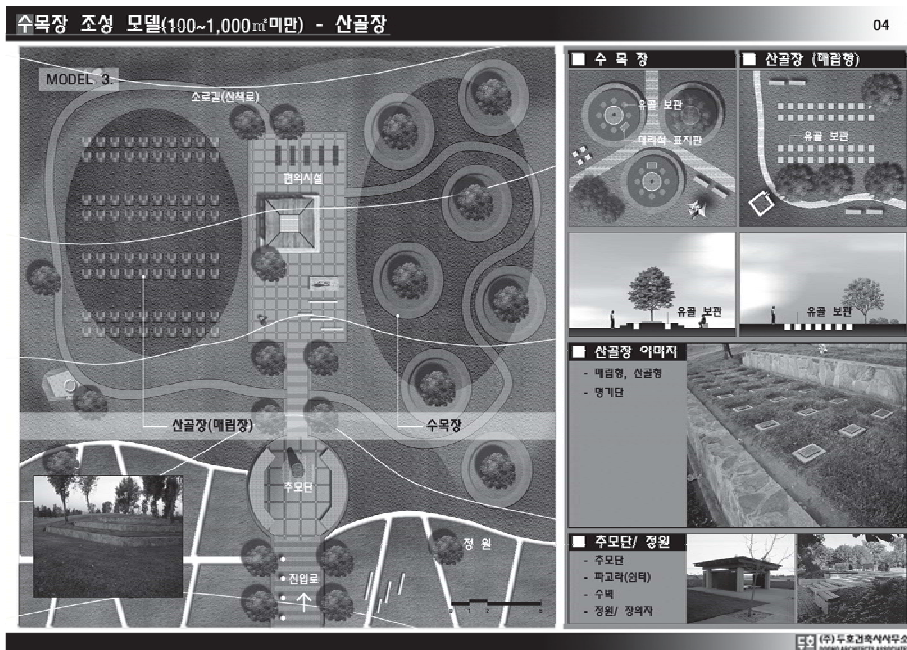
規模が小さい個人型自然葬に合わせて、何株かの永生木を中心に遺骨を迎えるよう、配置されている。特別な追悼施設は含まれないが、個人型であるため、各個人の趣向にしたがって追慕儀式が行なわれるはずだ。個人型においては、山や野原に造成されることになるから、できれば人工造成物を設けないようにしなければならないだろう。この図では、永生木の周囲に遺骨保管函や標示石が大理石で設けられているが、これは止揚しなければならない要素であり、自然葬が山に形成された墓地と認識される可能性があって、納骨の弊害のように豪華になってしまう可能性もある。したがって個人型は、標識物に対する制限や設置に対する規制をする必要性があって、集団墓を推薦するようになっていく必要がある。

<図VI-2> 100~1,000 m²未満の自然葬造成モデル 1 (花葬)

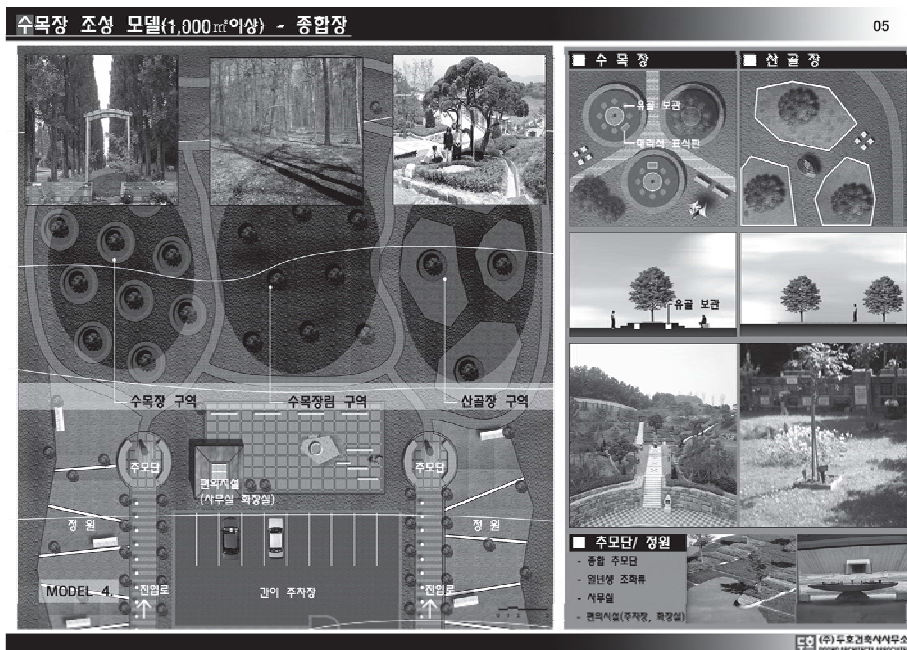


我が国の山中に形成された門中・宗中のための集団墓に適合した形式で、ヨーロッパ式の墓式が制限された山林と、別途用意された花葬が特徴である。花は、我が国の山に適合した種類を選択しなければならないだろう。集団墓であるから、追慕壇が設置され、簡易トイレをはじめとしてゴミ箱・椅子・仏塔などを設置することもできる。

<図VI-3> 100~1,000㎡未満の自然葬造成モデル2 (芝生葬)



上の施設に芝生葬が追加された形態である。芝生葬もやはり、標識がとても大きかったり多かったりすれば意味がないので、大理石を利用した標識は止揚しなければならないだろう。



<図VI-4> 1,000㎡以上の自然葬造成モデル総合型として

総合型として、ヨーロッパ式山林型樹木葬から匿名墓地に近い芝生葬まで、区画別に多様に配置した。入口に用意された追慕壇と、駐車場をはじめとしてトイレなどの便宜施設も備えなければならないだろう

う。

以上の模型でより注意しなければならない事項は、施設の大型化あるいは豪華化を防がなければならない点だろう。行き過ぎた標識や大理石で装いを整えてしまえば、納骨の弊害がそのまま現われてしまう可能性があり、選択されるべき樹種と草花も私たちの風土に適合したものでなければならないだろう。また、我が国の山河は屈曲が激しく、地形が繊細で、ヨーロッパ式の平地型がふさわしくないこともある。したがって、各区域の配置と造景、そして管理に細心な努力が必要である。ヨーロッパ式樹木葬は、私たちの伝統的価値観に照らしてみた時、遺族たちがその虚無感を深く受け入れるだけの素地がある。したがって、現在の自然葬に関する法律が施行された後、一部不法に設置された民間樹木葬が追慕樹近くの工事現場やゴミ放置などの、本来の趣旨にそぐわない行為は、積極的に根絶されるべきである。

樹木葬を行なう方式が、近隣の山に遺骨を放置する形式ではなく、人工物はできるだけ控えて公園のように管理が行き届いた樹木埋葬地を提示してこそ、先に言及したような樹木葬が与える虚無感を相殺することができると思われる。

Ⅶ. 結論

自然葬には、現代人が感じる死の意味と世界観、そして実行への意志が込められている。現代の新しい葬法として知られる自然葬には、単純にそれが自然親和的に行なわれる葬法の問題としてのみ論じて済ませることのできない、それが浮上してくるなりの社会文化的理由がある。したがって、一つの葬法に対する研究には、それが意味する死生観や世界観、それを胚胎した社会文化の様子までも扱われなければならないだろう。そしてこのような研究においては、この自然葬のどのような点が今日、現代人から新しく光を当てられることになったのかを知ることが、すなわち現代人の精神や生活様式において何が必要とされているかを知ることになるだろう。

この論文では、自然葬を中心に、このような広範囲な領域を隅々まで視野に入れてみようと考えた。自然葬という葬事制度は、葬事法改正を通じて施行されているが、環境の変数や資料の制限などで、多様な韓国型モデルを提示することはできなかった。自然葬という制度が持つ具体的な限界を論じるよりは、それがこの時点で何故出てくることになったのか、という社会文化的な研究側面に傾くほかはなかった。

現代自然葬は、派手で消費的な葬儀慣習に対する批判から、どのような標識や墓地も残さないという匿名性の意志も含まれていることを見た。葬儀が過度に慣習化され、個人の多様な要求をまともに受け入れない状況で死ぬことの、形式に対する選択権の主張という法制的な側面も含まれていることを確認した。

今後、私たちの社会は、速い速度で高齢化し、社会全般の雰囲気として死に対して新しくアプローチする見解が台頭することになるだろう。また、多様性を要求する声も今より大きくなるだろう。死もまた、より個人の問題になって、後代に長く残る方式の葬法を使用しようとしなくなる可能性も高い。我が国の人々はまだ、先祖や自身の標識が50~60年は保たれるべきだと考えるが、自身の標識は自分の一代で終わってもよいという人々が増加している。散骨の精神がすなわちそれであろう。

このように、後代を約束できないならば、自身の死に子孫の記憶や追慕を期待するよりも、葬礼を通して一つの宴、質素な行事の側面により意味が持たせようとする傾向も、それとは反対に名前もなく一

人で静かに自然に戻ろうという考えも、可能であろう。

このすべての予測は、死に対してより多様性を追求し、今後は自身が自身の死を計画しようとして、墓地をはじめとする慣習的な事項にも拘束されるのを嫌う傾向を見せるだろう。このような特性はすなわち、現代性から出発することであるから、韓国の自然葬もまた、これに合わせて柔軟な態度を維持しなければならないだろう。しかし、いま現在においては、自然葬の限界も明確に現われている。私たちの社会はいっそう早く多元化されようとしているにもかかわらず、新しく導入される自然葬の概念は、いま実行されている多様な散骨葬法を含んでいない。例えば、海洋葬・純粋な散骨・個人の土地に撒かれる散骨・宇宙葬・ヘリコプターに乗って思い出の空間で行なう空中散布式で成り立つ散骨など、多様な葬法に対する法的根拠は依然として弱い。

外国で先に生まれて施行されてきた自然葬を、我が国に導入して制度として実行する際には、私たちだけの情緒や当面の問題によって適切な変形がなされるだろう。今のところまだ文化的にそのような雰囲気は十分に形成されているのかは疑問である。もしそのような雰囲気が醸成されていないとすれば、この制度は多額の費用をかけたか、近い将来納骨（奉安）と一緒に廃棄されたりする危機に瀕して、また別の葬法を導入しなければならなくなる。自然葬制度の導入は、私たちの文化を盛り込み、また文化を導いていくものであって、法と制度の視点からのみ見るのではなく、文化的な視角から眺める余裕を持つ必要がある。

参考文献

<韓国語文献>

a. 単行本

カンドング他『プリニードと相助サービス論』ソウル：ジートゥージー、2007年。

パクテホ『ソウル葬儀施設100年史』ソウル：韓国葬儀文化改革汎国民協議会、2003年。

——『世界墓地文化紀行』ソウル：西海文集、2005年。

——『葬儀の歴史』京畿：西海文集、2006年。

アンユファン『火葬』京畿：考える窓、2004年。

ウルリヒベック『危険社会：新しい近代（性）に向かって』ソウル：新しい波、2006年。

チョジョンシク『韓国の墓地：韓国墓地に関する法的研究』ソウル：大元出版社、1987年。

チャミヨン『ウェルダイイングのための死の理解』ソウル：想像コミュニケーション、2006年。

韓国宗教学会『死とは何か』ソウル：図書出版窓、2001年。

ホヨンホ他『韓国人の死と生』ソウル：哲学と現実社、2001年。

b. 研究論文

カンドング「自然葬談論とこれに関連した葬儀政策の文化的分析」『韓日文化シンポジウム：自然回帰を指向する新しい葬儀方式 資料集』中央大学校韓日文化研究院日本研究所、2006年。

キムギョンヘ『葬儀施設需給および政策方向研究』ソウル：ソウル市政開発研究院、2001年。

- キムウエジョン「山林保存と火葬文化」『林政研究』、2003年。
- キムウエジョン「山里文化拡散のための山林管理改善方案」『山里文化：その新しいアプローチのための研究』ソウル：韓国葬墓文化改革汎国民協議会、2004年。
- パクポクスン「国内外山里施設および事例」『葬墓文化改善のための市民討論会 資料集』ソウル：韓国葬墓文化改革汎国民協議会、2003年。
- 「国内外山里施設および事例」『山里文化：その新しいアプローチのための研究』ソウル：韓国葬墓文化改革汎国民協議会、2004年。
- ビョンウヒョク他『樹木葬林造成研究』山林組合中央会、2005年。
- シンサンチョル他『自然葬モデル開発に関する研究』生活改革協議会、2006年。
- アンミョンソン「納骨奉安器の現代的摸索」『葬礼文化研究』第4巻第1号、韓国葬礼文化学会、2007年。
- アンユファン「集団墓地再開発実態および発展方向」『葬礼文化研究』第3集、葬儀文化学会、2005年。
- 「樹木葬の現実分析および推進方向」『韓日文化シンポジウム：自然回帰を指向する新しい葬墓方式 資料集』、中央大学校韓日文化研究院日本研究所、2006年。
- ワンチファン「韓国墓地制度に関する研究」、嶺南大学校行政大学院修士学位論文、2000年。
- イサンイン「自然葬制度導入と政策方向：樹木葬を中心に」『葬墓文化改善のための展望と課題』、LG常緑財団、2006年。
- イユンヒ「ドイツ・スイスの樹木葬林運営管理実態および国内定着のための先決課題」『葬墓文化改善のための展望と課題』、LG常緑財団、2006年。
- イピルド「山里に関するソウル市民意識調査」『葬廟文化改善のための市民大討論会』、ソウル：韓国葬墓文化改革汎国民協議会、2003年。
- 「ソウル市民山里意識に関する調査研究」『山里文化』ソウル：韓国葬廟文化改革汎国民協議会、2004年。
- イムジェヘ「チベットの葬儀風俗と遷葬の文化的解釈」『比較民俗学』第15集、比較民俗学会、1998年。
- チャンヨンホ「納骨文化空間計画」『韓国葬礼文化学会定期総会・学術大会 資料集』、韓国葬礼文化学会、2002年。
- チャンチョルス「平生儀礼と政策」『比較民俗学』第10集、1993年。
- チョンギソン「追慕文化施設設置と自治団体の責任」『自治発展』12月号、韓国自治発展研究院、2006年。
- チソンナム「環境的・思想的考察を通じた葬墓制度の改善に関する研究」、朝鮮大学校環境保健大学院修士学位論文、1998年。
- チョンジョンユン「韓国型樹木葬適用モデルに関する研究」、高麗大学校大学院環境生態工学修士学位論文、2005年。
- 千坂峻峰「日本樹木葬の現況と展望」『日本寺刹樹木葬の運営現況と展望：韓国の樹木葬活用方案の摸索』、東国大学校仏教大学院セミナー資料集、2005年。
- ファンピルホ「死に対する西洋哲学の四種類のアプローチと韓国人のアプローチ」『死とは何か』、韓国宗教学会編、ソウル：図書出版窓、2001年。
- ホヨンホ「伝統葬礼を通じて見た死」『韓国古典研究』第6集、2000年。

c. 刊行物および報告書

保健福祉部『葬事等に関する法令集』ソウル：保健福祉部、2001年。

——『葬事等に関する法律一部改正法律案立法予告』、保健福祉部公示第55号、ソウル：保健福祉部、2005年。

——『葬事文化改善のための総合計画』ソウル：保健福祉部老人政策官室・老人支援チーム、2006年。

——『葬事施設拡充にともなう葛藤解決モデル開発研究』ソウル：保健福祉部、2006年。

——『葬事業務案内』ソウル：保健福祉部、2007年。

保健福祉部・生活改革実践協議会『自然葬モデル開発研究：報告書』、2007年。

社団法人環境紛争研究所『葬事施設拡充にともなう葛藤解決モデル開発研究』、2006年。

山林庁『樹木葬林造成研究』ソウル：山林庁、2005年。

山林フォーラム・韓国山地保全協会『山林内樹木葬林造成に対するシンポジウム』、2005年。

ソウル施設管理公団『2002年ソウル市施設管理公団 市民満足度調査』(株)リサーチアンドリサーチ、2002年。

ワンジンジャ『葬事制度改善方案公聴会』保健福祉部・生活改革実践協議会、2005年。

イサムシク他『葬事制度および行政体系国際比較分析』、政策報告書2003-39号、保健福祉部・韓国保健社会研究院、2003年。

イサムシク他『葬事改善方案研究』、政策報告書、保健福祉部・韓国保健社会研究院、2005年。

イサムシク・パクジョンソ『葬事行政効率化方案』、研究報告書2001-20号、韓国保健社会研究院、2001年。

中央大学校韓日文化シンポジウム『自然回帰を指向する新しい葬墓方式』、葬送の自由を推進する集い・エンディングセンター、2006年。

韓国葬墓文化改革汎国民協議会『山里文化：その新しいアプローチのための研究』、2004年。

資料 葬事等に関する法律

[施行 2013.2.2] [法律第 11253 号、2012.2.1,一部改正]

保健福祉部 (老人支援課) 02-2023-8162

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この法は、葬事の方法と葬事施設の設置・助成および管理などに関する事項を定め、保健衛生上の危害を防止し、国土の効率的利用と公共福祉増進に資することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. 「埋葬」とは、遺体 (妊娠 4 か月以降の死亡した胎児を含む。以下同じ) や、遺骨を地に埋め、葬ることを指す。
2. 「火葬」とは、遺体や遺骨を火で焼き、葬ることを指す。
3. 「自然葬」とは、火葬した遺骨の骨粉を樹木・草花・芝生などの下や周辺に埋め、葬ることを指す。
4. 「改葬」とは、埋葬した遺体や遺骨を異なる墳墓、あるいは奉安施設に移したり、火葬あるいは自然葬したりすることを指す。
5. 「奉安」とは、遺骨を奉安施設に安置することを指す。
6. 「墳墓」とは、遺体と遺骨を埋葬する施設を指す。
7. 「墓地」とは、墳墓を設置する区域を指す。
8. 「火葬施設」とは、遺体や遺骨を火葬するための施設を指す。
9. 「奉安施設」とは、奉安墓・奉安堂・奉安塔など遺骨を安置 (埋葬を除外) する施設を指す。
10. 「奉安墓」とは、墳墓の形態による奉安施設を指す。
11. 「奉安堂」とは、「建設法」第 2 条第 1 項第 2 号にともなう建築物である奉安施設を指す。
12. 「奉安塔」とは、塔の形態による奉安施設を指す。
13. 「自然葬地」とは、自然葬によって葬ることのできる区域を指す。
14. 「樹木葬林」とは、「山林資源の造成および管理に関する法律」第 2 条第 1 号にともなう山林に造成する自然葬地を指す。
15. 「葬事施設」とは、墓地・火葬施設・奉安施設・自然葬地および第 29 条にともなう葬儀式場を指す。
16. 「縁故者」とは、死亡した者と次の各目の

関係にあった者を指し、縁故者の管理・義務は各目の順位で行使する。ただし、順位が同じ子女あるいは直系卑属が 2 名以上であれば、最近親の年長者が優先順位を持つ。

- 가. 配偶者
- 나. 子女
- 다. 父母
- 라. 子女以外の直系卑属
- 마. 父母以外の直系尊属
- 바. 兄弟・姉妹
- 사. 死亡する前に治療・保護または、管理していた行政機関または、治療・保護機関の長
- 아. 「가」目から「사」目までに該当しない者で、遺体や遺骨を事実上管理する者

第 3 条 (国家が設置・運営する墓地に関する適用排除) 国家が設置・運営する墓地に対しては、この法は適用しない。

第 4 条 (国家と地方自治団体の責務) ①国家と地方自治団体は、墓地増加による国土毀損を防止するため、火葬・奉安および自然葬奨励のための施策を講究・施行しなければならない。②地方自治団体は、地域住民の火葬に対する需要を満たすことができる火葬施設を設けなければならない。

第 5 条 (墓地などの需給計画樹立) ①保健福祉部長官は、墓地・火葬施設・奉安施設および自然葬地の需給に関する総合計画を 5 年ごとに樹立しなければならない。②特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事 (以下「市・道知事」とする) と市長・郡守・区庁長 (自治区の区庁長を指す。以下同じ) は、第 1 項の総合計画によって、管轄区域内の墓地・火葬施設・奉安施設および自然葬地の需給に関する中・長期計画を樹立しなければならない。③市・道知事および市長・郡守・区庁長は、地域の特性に照らし合わせ、必要であると認められれば、第 2 項による中・長期計画の全部あるいは一部を、他の市・道知事あるいは市長・郡守・区庁長と共同で樹立することができる。④市長・郡守・区庁長は、第 2 項によって樹立された中・長期計画を特別市長・広域市長・道知事へ、市・道知事はこれを保健福祉部長官へ、

それぞれ報告しなければならない。

⑤保健福祉部長官は、第4項によって報告された中・長期計画、地域間葬事施設の需給調整、葬事施設の共同設置および葬事施設に関する地域間葛藤調整などが必要な事項に対しては、関係中央行政機関の長との合意を経て、これを確定しなければならない。

⑥第1項および第2項による計画樹立の期間・範囲・内容など、必要な事項は、大統領令によって定める。

第2章 埋葬・火葬・改葬および自然葬の方法など

第6条（埋葬および火葬の時期）死亡または死産時より24時間を経過した後でなければ、埋葬および火葬をすることができない。ただし、他の法律の特別な規定があったり、妊娠7か月以前に死亡した胎児、その他に大統領令によって定められた遺体であったりした場合には、その限りではない。

第7条（埋葬および火葬の場所）①誰であっても、第13条あるいは第14条による墓地以外の区域に埋葬してはならない。

②誰であっても、火葬施設以外の施設または場所で、火葬をしてはならない。ただし、大統領令によって定められた場合で、保健衛生上の危害がない場合には、その限りではない。

第8条（埋葬・火葬および改葬の申告）①埋葬をした者は、埋葬後30日以内に埋葬地を管轄する特別自治道知事・市長・郡守・区庁長（以下「市長等」とする）に申告しなければならない。

②火葬をしようとする者は、火葬施設（第7条第2項の但し書きの場合には、火葬をする施設あるいは場所を指す）を管轄する市長等に申告しなければならない。

③改葬をしようとする者は、次の各号の区分によって、遺体あるいは遺骨の現存地、あるいは改葬地を管轄する市長等に、それぞれ申告しなければならない。

1. 埋葬した遺体あるいは遺骨を、異なる墓地へ移動したり、火葬したりする場合：遺体あるいは遺骨の現存地と改葬地
2. 埋葬した遺体あるいは遺骨を奉安したり、自然葬したりする場合：遺体あるいは遺骨の現存地
3. 奉安した遺骨を他の墓地に移す場合：改葬地

④第13条第1項による公設墓地・公設火葬施

設・公設奉安施設あるいは公設自然葬地を利用する場合には、該当公設墓地・公設火葬施設・公設奉安施設あるいは公設自然葬地を設置・造成あるいは管理する市・同知事あるいは市長・郡守・区庁長に、第1項から第3項までの規定による申告をしなければならない。

⑤市・道知事あるいは市長・郡守・区庁長は、第1項から第4項までの規定による申告を受けた場合には、申告証明書を出さなければならない。

⑥第1項から第5項までの規定による申告および申告証明書の交付に関して、必要な事項は保健福祉部令によって定める。

第9条（埋葬・火葬および改葬の方法など）①埋葬しようとする者が遺体に対して薬品処理を行おうとする時には、保健福祉部令によって定める基準に従って衛生的に処理しなければならない。

②埋葬・火葬および改葬をしようとする者は、公衆衛生に害を与えないようにしなければならない。埋葬の深さや遺体や遺骨の焼却の程度、および従前の墳墓の処理など、その具体的な方法および基準に関して、必要な事項は大統領令によって定める。

第10条（自然葬の方法）①自然葬を行なう者は、火葬した遺骨を埋めるのに適するよう、粉骨しなければならない。

②第1項によって遺骨を粉骨し、容器に入れて埋める場合、その容器は生化学的に分解が可能なものでなければならない。

③第1項および第2項によって埋める方法、使用する容器の基準などに関して、必要な事項は大統領令によって定める。

第11条（墓地の一斉調査）保健福祉部長官、市・道知事あるいは市長・郡守・区庁長は、第5条第1項による墓地など、需給計画の樹立あるいは第28条にともなう無縁墳墓の整理などのため、必要であると認められれば一定の期間および区域を決めて、墳墓に対する一斉調査を行なうことができる。

第12条（無縁故遺体などの処理）①市長等は管轄区域内にある遺体で、縁故者がなかったり、縁故者がわからない遺体に対しては、一定期間埋葬したり、火葬して奉安しなければならない。ただし、他の法律に特別な規定がある場合には、その限りではない。

②市長等は、第1項によって無縁故遺体などを処理した場合には、保健福祉部令で定めるとこ

ろに従い、遅滞なく公示しなければならない。
③第1項による埋葬あるいは奉安の期間と、その期間が終了したあとの処理方法に関して、必要な事項は大統領令で定める。

第3章 墓地・火葬施設・奉安施設・自然葬地

第13条（公設墓地などの設置）①市・道知事および市長・郡守・区庁長は、公設墓地・公設火葬施設・公設奉安施設および公設自然葬地を設置・造成および管理しなければならない。

②市・道知事あるいは市長・郡守・区庁長は、地域の特性に照らし合わせ、やむを得ないと認められれば、第1項による公設墓地・公設火葬施設・公設奉安施設および公設自然葬地の全部、あるいは一部を他の市・道知事あるいは市長・郡守・区庁長と共同で設置・造成および管理することができる。

③山林庁長、他の中央行政機関の長、あるいは地方自治団体の長は、樹木葬林やそのほかの自然葬地を造成・管理することができる。

④山林庁長、他の中央行政機関の長、あるいは地方自治団体の長が樹木葬林やそのほかの自然葬地を造成したときには、その名称・位置・地番・面積など、大統領令で定める事項を告示しなければならない。

⑤第1項から第3項までの規定による公設墓地・公設火葬施設・公設奉安施設の施設基準と樹木葬林など自然葬地の造成基準などに関して、必要な事項は大統領令で定める。

第14条（私設墓地の設置など）①国家、市・道知事あるいは市長・郡守・区庁長でない者は、次の各号の区分によって墓地（以下「私設墓地」とする）を設置・管理することができる。

1. 個人墓地：1基の墓地あるいは該当墳墓に埋葬された者と配偶者関係であった者の墳墓を、同じ区域内に設置する墓地
2. 家族墓地：「民法」によって親族関係であった者の墳墓を同じ区域内に設置する墓地
3. 宗中・門中墓地：宗族や門衆構成員の墳墓を同じ区域内に設置する墓地
4. 法人墓地：法人の不特定多数の墳墓を同じ区域内に設置する墓地

②個人墓地を設置した者は、保健福祉部令が定めるところによって、墓地を設置後30日以内に、該当墓地を管轄する市長等に申告しなければならない。申告した事項中、大統領令で定める事項を変更した場合にも同様とする。

③家族墓地、宗中・門中墓地、あるいは法人墓地を設置・管理しようとする者は、保健福祉部令で定めるところにより、該当墓地を管轄する

市長等に許可を受けなければならない。許可を受けた事項中、大統領令で定める事項を変更しようとする場合にも同様とする。

④市長等は、墓地の設置・管理を目的に「民法」にしたがって設立された財団法人に限り、法人墓地の設置・管理を許可することができる。

⑤市長等が第3項による家族墓地、宗中・門中墓地、あるいは法人墓地を設置・管理を許可する場合には、「山地管理法」第14条・第15条による山地転用許可および山地転用申告、同法第15条の2による山地一時使用許可・申告と、「山林資源の造成および管理に関する法律」第36条第1項・第4項による立木伐採などの許可・申告があるものとみなす。ただし、大統領令で定める面積以上の墓地の場合には、その限りではない。<改正 2010.5.31>

⑥私設墓地の設置面積、墳墓の形態、設置場所、その他の設置基準などに関して、必要な事項は大統領令で定める。

第15条（私設火葬施設などの設置）①市・道知事あるいは市長・郡守・区庁長ではない者が火葬施設（以下「私設火葬施設」とする）あるいは奉安施設（以下「私設奉安施設」とする）を設置・管理しようとする場合には、保健福祉部令で定めるところにより、その私設火葬施設あるいは私設奉安施設を管轄する市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。申告した事項中、大統領令で定める事項を変更しようとする場合にも同様とする。

②私設奉安施設の施工者は、第1項によって奉安施設の申告の有無を確認しなければならない。

③遺骨500具以上を安置することのできる私設奉安施設を設置・管理しようとする者は、「民法」にしたがって奉安施設の設置・管理を目的とする財団法人を設立しなければならない。ただし、大統領令によって定める公共法人あるいは宗教団体で設置・管理する場合や、「民法」による親族関係であった者、あるいは宗中・門中の構成員関係であった者の遺骨のみを安置する施設を設置・管理する場合には、その限りではない。

④私設火葬施設および私設奉安施設の面積、設置場所、その他の設置基準などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第16条（自然葬地の造成など）①国家、市・道知事または、市長・郡守・区庁長ではない者は、次の各号の区分により、樹木葬林やその他の自然葬地（以下「私設自然葬地」という）を作ることができる。

1. 個人・家族自然葬地：面積が100平方メー

トル未満であるもので、1具の遺骨を自然葬を行なうか、「民法」により親族関係であった者の遺骨を同じ区域中に自然葬を行なうかとする区域

2. 宗中・門中自然葬地：宗中や門中構成員の遺骨を、同じ区域中に自然葬を行なうことができる区域
3. 法人等自然葬地：法人や宗教団体が、不特定多数人の遺骨を同じ区域中に自然葬にできる区域

②個人・家族自然葬地を造成した者は、自然葬地の造成を終えた後 30 日以内に、保健福祉部令に決めるところにより、管轄市長等に申告しなければならない。申告した事項中、大統領令に決める事項を変更する場合にも同様とする。

③宗中・門中自然葬地を作ろうとする者は、保健福祉部令に決めるところにより、管轄市長等に申告しなければならない。申告した事項中、大統領令に決める事項を変更する場合にも同様とする。<新設 2012.2.1>

④法人等自然葬地を造成しようとする者は、大統領令に決めるところにより、市長等の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合にも同様とする。<改正 2012.2.1>

⑤市長等は、次の各号のいずれか一つに該当する者に限って、法人等自然葬地の造成を許可することができる。<改正 2012.2.1>

1. 自然葬地の造成・管理を目的に「民法」によって設立された財団法人
2. 大統領令に決める公共法人または宗教団体

⑥自然葬地には死亡者および縁故者の名前などを記録した標識と便宜施設以外の施設を設置してはならない。<改正 2012.2.1>

⑦第 1 項にともなう私設自然葬地の種類別面積、第 6 項にともなう自然葬地に設置する標識の規格、私設自然葬地に設置が許される便宜施設の種類および設置基準などに関して、必要な事項は大統領令に決める。<改正 2012.2.1>

第 17 条（墓地等の設置制限） 次の各号のいずれか一つに該当する地域には、墓地・火葬施設・奉安施設あるいは自然葬地を設置・造成することができない。

1. 「国土の計画および利用に関する法律」第 36 条第 1 項第「㉔」目による緑地地域中、大統領令によって定めた地域
2. 「首都法」第 7 条第 1 項による上水源保護地域。ただし、既存の寺院境内に設置する奉安施設あるいは大統領令で定める地域住民

が設置したり、造成したりする一定規模未満の個人、家族および宗中・門中の奉安施設あるいは自然葬地である場合は、その限りではない。

3. 「文化財保護法」第 9 条および第 71 条による文化財保護区域。ただし、大統領令で定める規模未満の自然葬地として文化財庁長の許可を受けた場合には、その限りではない。
4. そのほか大統領令によって定める地域

第 18 条（墳墓等の占有面積など） ①公設墓地、家族墓地、宗中・門中墓地あるいは法人墓地の中の墳墓 1 基およびこの墳墓の床石、碑石など、施設物を設置する区域の面積は、10 平方メートル（合葬する場合には 15 平方メートル）を超過してはならない。

②個人墓地は、30 平方メートルを超過してはならない。

③奉安施設中、奉安墓の高さは 70 センチメートル、奉安墓の 1 基あたり面積は 2 平方メートルを超過してはならない。

④墳墓、奉安墓あるいは奉安塔 1 基当たり、設置することのできる床石、碑石など、施設物の種類および大きさなどに関する事項は、大統領令で定める。

第 19 条（墳墓の設置期間） ①第 13 条による公設墓地、および第 14 条による私設墓地に設置された墳墓の設置期間は、15 年とする。

②第 1 項による設置期間の過ぎた墳墓の縁故者が、市・道知事、市長・郡守・区庁長、あるいは第 14 条第 3 項によって、法人墓地の設置・管理を許可された者に、この設置期間の延長を申請する場合には、一度に 15 年ずつ 3 回に限定して、その設置期間を延長しなければならない。

③第 1 項および第 2 項による設置期間を計算するとき、合葬墳墓の場合には合葬された日を基準として計算する。

④第 2 項にもかかわらず、市・道知事あるいは市長・郡守・区庁長は、管轄区域内の墓地需給のために、必要であると認められれば、条例で定めるところにより 5 年以上 15 年未満の期間内で、第 2 項による墳墓設置期間の延長期間を短縮することができる。

⑤第 2 項による墳墓設置期間の延長申請に関して、必要な事項は保健福祉部令で定める。

第 20 条（設置期間の終了した墳墓の処理） ①第 19 条による設置期間が終わった墳墓の縁故者は、設置期間が終わった日から 1 年以内に該当墳墓に設置された設置物を撤去し、埋葬され

た遺骨を火葬したり奉安したりしなければならない。

②公設墓地あるいは私設墓地の設置者は、縁故者が第1項による撤去および火葬・奉安を行わない場合には、該当墳墓に設置された施設物を撤去し、埋葬された遺骨を火葬し、一定期間奉安することができる。

③公設墓地あるいは私設墓地の設置者は、第2項による処置を行おうとする時、前もって期間を決めて、該当墳墓の縁故者へ知らせなければならない。ただし、縁故者がわからない場合は、それを公告しなければならない。

④第3項にともなう通報、および公告の期間・方法・手続きなどに関して、必要な事項は保健福祉部令で定める。

⑤第2項にともなう奉安に関しては、第12条第3項を準用する。

第21条（墓地の事前売買等の禁止）第13条により、公設墓地を設置・管理する市・道知事と市長・郡守・区庁長、または第14条によって私設墓地を設置・管理する者は、埋葬される者が死亡する前には墓地の売買・譲渡・賃貸・使用契約などを行なうことができない。ただし、70歳以上である者が使用するために売買などを要請する場合等、大統領令で定める場合にはその限りではない。

第22条（墓籍簿の記録・管理）①市長等は、保健福祉部令で定めるところにより、管轄区域内の墓地現況に対する墓籍簿を作成・管理しなければならない。

②第1項による墓籍簿は、電子的処理が不可能な特別な事由がある場合を除いては、電子的方法によって作成・管理しなければならない。

第23条（公設墓地等の使用料・管理費の賦課）

①地方自治団体の長が、公設墓地・公設火葬施設・公設奉安施設、あるいは公設自然葬地を使用する者に賦課する使用料、あるいは管理費の金額と賦課方法、使用料あるいは管理費の用途、その他に必要な事項は、当該地方自治団体の条例で定める。その場合、使用料および管理費の金額は、土地価格、施設物設置・造成費用、地域住民福祉増進等を考慮して定められなければならない。

②第1項によって使用料または管理費を賦課するにおいては、当該地域の住民と他の地域の住民とを区分し、別に賦課することができる。

③山林庁長やその他の中央行政機関の長は、国有林やその他の国有地に自然葬地を造成・管理する場合には、使用者に賦課する使用料または

管理費の賦課金額と賦課方法、使用料または管理費の用途、その他の必要な事項をあらかじめ定め、告示しなければならない。

第23条の2（公設火葬施設の使用料に対する特例）地方自治体の長は、次の各号のいずれか一つに該当する者が死亡して公設火葬施設を使う場合には、使用者に賦課する使用料を全額免除する。

1. 「国民基礎生活保障法」にともなう受給者
2. 「国家報勲基本法」にともなう犠牲・貢献者

[本条新設 2012.2.1]

[施行日：2013.2.2] 第23条の2

第24条（法人墓地等の使用料・管理費の申告）

①法人墓地・私設火葬施設・私設奉安施設または私設自然葬地を設置・造成または管理する者は、その法人墓地・私設火葬施設・私設奉安施設または私設自然葬地の使用料および管理費を定めた時には、保健福祉部令が定めるところにより、管轄市長等に申告しなければならない。申告した事項を変更したときにも同様とする。

②法人墓地・私設火葬施設・私設奉安施設または私設自然葬地を設置・造成または管理する者は、第1項によって申告した使用料および管理費と、床石・碑石等の施設物および葬礼用品の品目別価格を表示した価格表を、利用者が見やすいところに掲示しなければならない。

③法人墓地・私設火葬施設・私設奉安施設または私設自然葬地を設置・造成または管理する者は、第2項によって掲示した使用料・管理費と施設物および葬礼用品の価格以外の金品を受け取ってはならない。

第25条（私設墓地等に対する管理金の積み立て）

①法人墓地・私設火葬施設・私設奉安施設または私設自然葬地中、大統領令で定める施設を設置・造成および管理する者は、その墓地・奉安施設・自然葬地の災害に備えて、施設物の維持・管理および改・補修に必要な管理金を施設物別に積み立てなければならない。

②第1項にともなう管理金の積立金額、管理金の積み立て時期・手続きおよび方法、管理金の用途等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。この場合、管理金の積立金は、施設物別設置・造成費用、災害の危険率および年間管理費徴収額等を考慮して定めなければならない。

第26条（葬事施設の廃止等）第14条第3項または、第16条第3項・第4項によって申告したり許可を受けたりした私設墓地または私設自

然葬地、および第15条第1項により申告された私設火葬施設・私設奉安施設を廃止しようとする者は、管轄市長等に申告しなければならない。<改正 2012.2.1>

第4章 無縁墳墓の処理等

第27条（他人の土地等に設置された墳墓等の処理など）①土地所有者（占有者やそれ以外の管理人を含む。以下、この条で同じ）、墓地設置者あるいは縁故者は、次の各号のいずれか一つに該当する墳墓に対して、保健福祉部令で定めるところにより、その墳墓を管轄する市長等の許可を受け、墳墓に埋葬された遺体あるいは遺骨を改葬することができる。

1. 土地所有者の承諾なく該当の土地に設置された墳墓
2. 墓地設置者または縁故者の承諾なく該当墓地に設置された墳墓

②土地所有者、墓地設置者または縁故者は、第1項による改葬を行なおうとするならば、あらかじめ3か月以上の期間を定め、それを該当墳墓の設置者または縁故者に知らせなければならない。ただし、該当墓地の縁故者がわからない場合には、その意を公告しなければならない。

③第1項各号のいずれか一つに該当する墳墓の縁故者は、該当土地所有者、墓地設置者または縁故者に、土地使用権やその他墓地の保存のための権利を主張することはできない。

④土地所有者または自然葬地造成者の承諾なく、他人が所有する土地または自然葬地へ自然葬をした者、またはその縁故者は、該当の土地所有者または自然葬地造成者に対して、土地使用権やその他の自然葬の保存のための権利を主張することができない。

⑤第2項による通報および公告に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第28条（無縁墳墓の処理）①市・道知事または市長・郡守・区庁長は第11条による一斉調査の結果、縁故者がいない墳墓（以下、「無縁墳墓」とする）に埋葬された遺体または遺骨を火葬し、一定期間奉安することができる。

②市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項にともなう処置を行なおうとする時には、保健福祉部令で定めるところにより、それをあらかじめ公告しなければならない。

③市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項によって奉安された遺骨の縁故者が確認を要求すれば、その要求に従わなければならない。

④第1項による奉安に関しては、第12条第3項を準用する。

第5章 葬礼式場営業

第29条（葬礼式場営業）①市長・郡守・区庁長は、管轄区域内に葬礼儀式を行なう場所（以下、「葬礼式場」とする）を提供することを業務とする者（以下、「葬礼式場営業者」とする）の事業者登録現状に関する資料を維持・管理しなければならない。

②葬礼式場営業者は、葬礼式場内の遺体を保管する場合には、保健福祉部令で定めるところにより、遺体を衛生的に管理しなければならない。

③葬礼式場営業者は、葬礼式場の賃貸料と葬礼に関連する手数料および葬礼用品の品目別価格を表示した価格表を、利用者が見やすいところに掲示しなければならない。この場合、賃貸料は午前12時から次の日の午前12時までを1日と計算する。

④葬礼式場営業者は、第3項によって掲示した賃貸料・手数料および葬礼用品の品目別価格以外の金品を受け取ってはならない。

第29条の2（葬礼指導士）①市・道知事は、遺体の衛生的管理と葬事業務に関する専門知識と技術を持つ者に葬礼指導士資格を付与することができる。

②葬礼指導士になろうとする者は、第29条の3による葬礼指導士教育機関で教育過程を終えなければならない。

③市・道知事は、第2項による葬礼指導士教育過程を終えた者に、葬礼指導士の資格を無試験検定して資格証を交付しなければならない。

④葬礼指導士の資格検定基準、教育過程および資格証交付などに関して必要な事項は、保健福祉部令に定める。

⑤市・道知事は、第3項により葬礼指導士資格証を交付および再交付受けようとする者に、保健福祉部令に定めるところによって、7手数料を納付するようにすることができる。

[本条新設 2011.8.4]

第29条の3（葬礼指導士教育機関の設置）①葬礼指導士を教育する機関を設置しようとする者は、保健福祉部令に定める基準を整えて、市・道知事に申告しなければならない。

②葬礼指導士教育機関の申告手続きなどに関して必要な事項は、保健福祉部令に定める。

[本条新設 2011.8.4]

第29条の4（葬礼指導士の欠格事由）次の各号のいずれか一つに該当する者は、葬礼指導士になることができない。

1. 禁治産者および限定治産者
2. 「精神保健法」第3条第1号による精神疾患患者。ただし、精神健康医学と専門医が葬礼指導士として適合すると認める者は、その限りではない。
3. 麻薬・大麻または、向精神性医薬品中毒者
4. 禁固以上の刑を宣告され、その刑の執行が終了しなかつたり執行が免除されなかつたりした者

[本条新設 2011.8.4]

第29条の5（葬礼指導士の資格取り消しなど）
①市・道知事は葬礼指導士が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その資格を取り消したり6ヶ月の範囲で資格の停止を命じたりすることができる。ただし、第1号および第2号に該当する場合には、その資格を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他に不正な方法で資格証を交付された場合
2. 第29条の4各号のいずれか一つに該当することになった場合
3. 葬礼指導士資格証を貸与した場合
4. 「刑法」第158条を違反して、懲役以上の刑の宣告を受けた時

②第1項にともなう資格の取り消しおよび停止処分に対する基準は、保健福祉部令に決める。

[本条新設 2011.8.4]

第29条の6（聴聞）市・道知事は、第29条の5第1項により、資格の取り消しまたは停止を命じるには、聴聞をしなければならない。

[本条新設 2011.8.4]

第6章 葬事施設整備・制限命令および是正命令等

第30条（葬事施設等の整備および制限命令）市・道知事または市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する葬事施設の設置・造成者または管理者に対して、その施設の安全管理のための整備・改善命令を出したり、その全部または一部の使用を制限したりすることができる。<改正 2009.12.29>

1. 感染症の伝播等によって保健衛生上、危害を与えたり、与える憂慮がある場合
2. 風水害などの災害で土砂流出、地盤崩壊等の危険が発生し、近隣地域に被害を与えたり、与える憂慮がある場合

第31条（私設墓地設置者等に対する処分）市長等は、私設墓地・私設火葬施設・私設奉安施設

および私設自然葬地の縁故者または設置・造成者が、次の各号のいずれか一つに該当すれば、保健福祉部令が定めるところにより、その縁故者または設置・造成者に墓地・奉安施設または自然葬地の移転・改修、許可の取り消し、施設の閉鎖、施設の全部・一部の使用禁止または6ヶ月の範囲内での業務停止を命じることができる。

1. 第14条第3項または第6項、第17条または第18条に違反して私設墓地を設置した場合
2. 第15条または第17条に違反して私設火葬施設または私設奉安施設を設置した場合
3. 第16条または第17条に違反して自然葬地を造成した場合
4. 第24条による申告の義務、価格揭示義務、または揭示した価格外の金品徴収禁止義務に違反した場合
5. 第25条に違反して管理金を積み立てていない場合

第32条（葬礼式場営業者に対する是正命令等）

①市長等は、葬礼式場営業者が次の各号のいずれか一つに該当すれば、保健福祉部令が定めるところにより、一定の期間を定めて、その是正を命じることができる。

1. 第29条第2項による遺体の衛生的管理義務に違反した場合
2. 第29条第3項または第4項による価格表の刑事義務、または揭示された価格外の金品徴収禁止義務に違反した場合

②市長等は、葬礼式場営業者が第1項による是正命令を受け、その期間内に履行しなかった場合、保健福祉部令が定めるところにより、6ヶ月の範囲内で期間を定めて、その営業の停止を命じることができる。

③市長等は、葬礼式場営業者が第2項による営業停止処分期間中に営業を行なった場合、該当葬礼式場の閉鎖を命じることができる。

第33条（聴聞）市長等は、第31条または第32条による許可の取り消し、施設の閉鎖命令または葬礼式場の閉鎖命令をしようとする場合は、聴聞をしなければならない。

第34条（歴史的保存価値がある墓地等に関する特例）①保健福祉部長官または市・道知事は、次の各号のいずれか一つに該当する墓地または墳墓に対して、保存墓地審査委員会の審議を経て、保存墓地または保存墳墓で指定することができる。<改正 2011.5.30>

1. 歴史的・文化的に保存価値がある墓地また

は墳墓

2. 愛国精神を養うのに貢献する墓地または墳墓

3. 国家葬・社会葬等を行ない、国民の追慕対象になる者の墓地または墳墓

②第1項により指定された墓地または墳墓には、第18条および第19条を適用しない。

③第1項により指定された墓地または墳墓を移転したり改葬したりする場合、その指定趣旨が残っている限り、指定の効力は喪失しない。

④第1項にともなう保存墓地審査委員会の構成・運営、指定の基準・手続き、保存墓地または墳墓の管理などに関して必要な事項は、大統領令に決める。

第35条（課徴金処分）①市長等は、第31条または第32条によって法人墓地・私設火葬施設・私設奉安施設または私設自然葬地の設置・造成者と葬礼式場営業者に対する処分を行おうとする場合に、その処分が利用者に大きな不便を与えたり、その他顕著に公益を害する憂慮があるならば、その処分に替えて三千万ウォン以下の課徴金を賦課することができる。

②第1項にともなう課徴金を賦課する違法行為の種類・程度による課徴金の金額とその他に必要な事項は、大統領令で定める。

③市長等は、第1項による課徴金を支払わなければならない者が納付期限までに支払わなければならない、地方税滞納処分の例によって徴収する。

第36条（費用の補助）①国家は、公設墓地・公設火葬施設・公設奉安施設または公設自然葬地の設置・造成および管理にかかる費用を補助することができる。

②国家または地方自治団体は、火葬・奉安および自然葬の拡散、墓地面積の縮小、その他の葬礼文化改善のための調査・研究などを行なう者に、予算の範囲内でその経費を補助することができる。

第37条（検査および報告）①市長等は、必要と認めれば、関係公務員に法人墓地・私設火葬施設・私設奉安施設・私設自然葬地または葬礼式場に入入りし、書類やその他のものを検査したり、法人墓地・私設火葬施設・私設奉安施設・私設自然葬地の設置・造成者または葬礼式場営業者に必要の報告をさせたりすることができる。

②第1項によって法人墓地などに入入りする公務員は、その権限を表す証票を持ち、これに関係者に提示しなければならない。

第38条（権限の委任および委託）①市・道知

事は、大統領令で定めるところにより、この法による権限の全部または一部を、市長・郡守・区庁長に委任することができる。

②山林庁長やその他の中央行政機関の長は、第13条第3項による樹木葬林やその他の自然葬地の造成・管理に関する業務の全部または一部を、大統領令で定めるところにより、その中央行政機関の長が指定する公共法人やその他の非営利法人に委託することができる。

第7章 罰則

第39条（罰則）次の各号のいずれか一つに該当する者は、2年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第14条第3項による許可または変更許可を受けず、家族墓地、宗中・門中墓地または法人墓地を設置した者
2. 第17条に違反し、禁止区域内に墓地・火葬施設・奉安施設または自然葬地を設置・造成した者
3. 第30条による葬事施設などの整備・改善命令や使用制限命令を履行しなかった者

第40条（罰則）次の各号のいずれか一つに該当する者は、1年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2012.2.1>

1. 第6条に違反して、死亡または死産した後24時間以内に埋葬または火葬をした者
2. 第7条に違反して、墓地以外の区域に埋葬をしたり、火葬場以外の施設・場所で火葬をしたりした者
3. 第9条第2項および第10条にともなう埋葬・火葬・自然葬または改葬の方法および基準に違反して、埋葬・火葬・自然葬または改葬をした者
4. 第16条第4項にともなう許可または変更許可を受けずに、法人等自然葬地を造成した者
5. 第18条にともなう面積基準または施設の設置基準に違反して、墳墓・墓地または施設を設置した者
6. 第20条第1項に違反して、設置期間が終わった墳墓に設置された施設を撤去しなかったり、火葬または奉安したりしない者
7. 第21条に違反して、墓地の売買・譲渡・賃貸・使用契約を行なった者
8. 第27条第1項に違反して、許可を受けずに改葬をした者
9. 第31条にともなう墓地・奉安施設または自然葬地の移転・改修命令・施設閉鎖・使用禁止命令または業務の停止命令を履行しな

い者

10. 第 32 条第 3 項にともなう葬礼式場の閉鎖命令を履行しない者

第 41 条 (両罰規定) ①法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業員が、その法人の業務に関して第 39 条または第 40 条の違反行為を行なえば、その行為者を罰するだけでなく、その法人にも該当条文の罰金刑を科する。

②個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その個人の業務に関して、第 39 条または第 40 条の違反行為を行なえば、その行為者を罰するだけでなく、その個人にも該当条文の罰金刑を科する。

第 42 条 (過怠料) ①次の各号のいずれか一つに該当する者には、300 万ウォン以下の過怠料を賦課する。<改正 2012.2.1>

1. 第 8 条第 1 項から第 4 項までの規定にともなう申告を行なわない者
2. 第 9 条第 1 項にともなう基準を違反して、遺体に薬品処理をした者
3. 第 14 条第 2 項にともなう申告または変更申告を行なわない者
4. 第 15 条第 1 項にともなう申告または変更申告を行なわない者
5. 第 15 条第 1 項にともなう申告または変更申告を行なわない奉安施設を設置した施工者
6. 第 16 条第 2 項および第 3 項にともなう申告または変更申告を行なわない者
7. 第 20 条第 3 項にともなう通知または公告をせずに、同条第 2 項にともなう措置を行なった私設墓地設置者
8. 第 24 条第 2 項または第 3 項に違反して、価格表を掲示しなかったり、掲示した金額以外の金品を受けたりした者
9. 第 26 条にともなう申告を行なわない者
10. 第 27 条第 2 項にともなう通知または公告をせずに改葬をした者
11. 第 29 条第 2 項にともなう遺体の衛生的管理義務に違反した者
12. 第 29 条第 3 項または第 4 項を違反して、賃貸料を算定したり価格を掲示しなかったりした者、または算定・掲示した金額以外の金品を受けた者
13. 第 37 条第 1 項にともなう関係公務員の検査を拒否・妨害・忌避した者、または必要な報告をしなかったり、虚偽を報告したりした者

②第 1 項にともなう過怠料は、大統領令に決

めるところにより、市・道知事または、市長・郡守・区庁長 (以下「賦課権者」という) が賦課・徴収する。

③第 2 項にともなう過怠料処分に従わない者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に、該当賦課権者に異議を提起することができる。

④第 2 項にともなう過怠料処分を受けた者が第 3 項により異議を提起すれば、該当賦課権者は直ちに管轄裁判所にその事実を通知しなければならない。その通知を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続法」によって過怠料裁判をする。

⑤第 3 項にともなう期間に異議を提起せず、過怠料を支払わなければ、地方税滞納処分の例によって徴収する。

第 43 条 (履行強制金) ①市長等は、次の各号のいずれか一つに該当する者に、500 万ウォンの履行強制金を賦課する。

1. 第 17 条または第 18 条に違反し、墓地・火葬施設・奉安施設・自然葬地を設置・造成した者
2. 第 20 条第 1 項に違反し、設置期間が終了した墳墓に埋葬された遺骨を火葬または奉安しない者
3. 第 31 条による墓地・奉安施設・自然葬地の移転または改修命令を受けて履行しない該当墓地・奉安施設・自然葬地の縁故者

②市長等は、第 1 項による履行強制金を賦課する前に、履行強制金を賦課・徴収するという意を文書で予め通知しなければならない。

③市長等は、第 1 項による履行強制金を賦課する場合には、履行強制金の金額・賦課事由・納付期限・受納機関・異議提議方法および異議提議機関等を明示した文書で行わなければならない。

④市長等は、最初の移転または改修命令があった日を基準として、その命令が履行されるまで、1 年に 2 回の範囲内で、反復して第 1 項による履行強制金を賦課・徴収することができる。

⑤市長等は、第 31 条による移転または改修命令を受けた者が、その命令を履行した場合、新しい履行強制金の賦課を即時中止するものとするが、すでに賦課された履行強制金は徴収しなければならない。

⑥市長等は、第 1 項による履行強制金賦課処分を受けた者が、履行強制金を期限内に納付しない場合には、地方税滞納処分の例にしたがって徴収する。<改正 2008.3.28>

附則<第8489号、2007.5.25>

第1条(施行日)この法は、公布後1年を経過した日から施行する。

第2条(適用例)①第18条第3項および第4項の改正規定は、この法施行以後設置する奉安墓または奉安塔から適用する。

②第19条および第27条第3項の改正規定は、法律第6158号「埋葬および墓地等に関する法律」改正法律の施行日である2001年1月13日以降、最初に設置される墳墓より適用する。

第3条(墓地等に関する経過処置)法律第6158号「埋葬および墓地等に関する法律」改正法律の施行日である2001年1月13日当時、これまでの規定または他の法令によって設置された墓地・火葬場および納骨堂は、この法によって設置された墓地・火葬場施設および奉安施設とみなす。

第4条(納骨施設等に関する経過措置)この法の施行当時、これまでの規定によって設置中であつたり、設置された納骨墓・納骨堂・納骨塔、納骨施設および火葬場は、この法によって設置中であつたり設置された奉安墓・奉安堂・奉安塔、奉安施設および火葬施設とみなす。

第5条(私設納骨施設を設置・運営中である宗教団体に対する経過措置)この法の施行当時、これまでの規定によって宗教団体が設置中であつたり、設置したりした私設納骨施設は、第15条第3項の但し書きの改正規定にもかかわらず、これまでの規定に従う。

第6条(自然葬地の造成許可または申告に関する経過措置)この法の施行当時、墓地許可を受けた区域内でこの法による自然葬地を造成中であつたり、造成した場合には、この法の試行以降6か月以内に、第16条の改正規定によって、自然葬地の申告を行つたり、許可を得たりしなければならない。

第7条(墓地等の設置制限に関する経過措置)
①法律第6615号「葬事等に関する法律」中改正法律の施行日である2002年4月20日当時、設置中であつた納骨施設に対しては、第17条の改正規定にもかかわらず、法律第6615号「葬事等に関する法律」中改正法律以前の第15条による。

②同法施行当時、従前の規定により設置中であつたり、設置されたりした納骨施設は、第17条第2号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第8条(処分等に関する一般的経過処置)この法の施行当時、従前の規定による行政機関の行為や、行政機関に対する行為は、それに該当する本法による行政機関の行為や行政機関に対す

る行為とみなす。

第9条(罰則や過料に関する経過処置)この法の施行前の行為に対して、罰則や過料規定を適用するときには、従前の規定に従う。

第10条(他の法律の改定)土地利用規制基本法の一部を、次の通り改正する。

別表に、連番206を次の通り新設する。

206	「葬事等に関する法律」第17条	墓地等設置制限地域
-----	-----------------	-----------

第11条(他の法令との関係)この法の施行当時、他の法令でこれまでの「葬事等に関する法律」またはこの規定を引用した時に、当法にこれに該当する規定がある場合、これまでの規定に代えて、当法の該当する条項を引用したものとみなす。

附則<第9030号、2008.3.28>

①(施行日)この法は、2008年5月26日から施行する。

②(履行強制金に関する経過処置)この法の施行前に賦課された履行強制金に対する不服従に関しては、第43条の改定規定にもかかわらず、これまでの規定に従う。

附則<第9847号、9.12.29>

(感染症の予防および管理に関する法律)

第1条(施行日)この法は、公布後1年を経過した日から施行する。

第2条から第20条まで略

第21条(他の法律の改正)①から<16>まで略

<17>「葬事等に関する法律」の一部を、次の通り改正する。

第30条第1項中、「伝染病」を「感染症」とする。

<18>から<30>まで略。

第22条 略

附則<第10331号、2010.5.31>

第1条(施行日)この法は、公布後6か月を経過した日から施行する<但し書き略>

第2条から第11条まで略

第12条(他の法律の改正)①から<57>まで略

<58>「葬事等に関する法律」の一部を次のように改正する。

第14条第5項の本文中、「山地転用申告」を「山地転用申告、同法第15条の2による山地一時使用許可・申告」とする。

<59>から<89>まで略

第13条 略

附則<第 10741 号、2011.5.30>

第 1 条（施行日）この法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（他の法律の改正）①および②省略
③葬事などに関する法律一部を次の通り改正する。

第 34 条第 1 項第 3 号中、「国葬・国民葬」を「国家葬」とする。

第 3 条省略

附則<第 11008 号、2011.8.4>

第 1 条（施行日）この法は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

第 2 条（葬礼指導士資格取得の特例）①市・道知事は、この法施行当時、殮襲を含んだ葬事業務に実務経験がある人として保健福祉部令に定める要件を備えた者には、第 29 条の 2 第 3 項にもかかわらず、葬礼指導士資格証を交付することができる。

②第 1 項により葬礼指導士資格証の交付を受けようとする者はこの法施行後 2 年以内に市・道知事に申請しなければならない。

附則<第 11253 号、2012.2.1>

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 23 条の 2 の改正規定は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

[翻訳：横溝未歩]

Study on the Natural Funeral in accordance with the Development of Funeral Culture

Woo-hwan AN/ Translator: Satoru TANAKA

Abstract

The green burial including scattering has been a custom disposing the dead of infancy, the sick and have-not-descendants. With the shift from agricultural society to the information age, the funeral culture has been changed rapidly from interment to cremation. Also, past funeral rituals focused filial piety, but now, efficiency and sanitation are more important in modern funerals.

Cremation rates rise rapidly in U.S.A. and Europe, the green burial called natural disposal is replacing interment. Korea legislated green burial in July, 2008. Korean law designates green burial as burying cremation ashes under trees, grasses or besides them. But, it excludes traditional scattering, does not present lots of green burial model. I will review the meanings and intentions of the green burial, analyze issues, and then I will try to bring up new directions for activating green burial.